

衆議院 社効委員会議録 第十九号

昭和三十八年三月十二日(火曜日)

午前十一時四十九分開議

出席委員

委員長 秋田 大助君

理事小沢 辰男君

理事滝谷 直藏君

理事柳谷清三郎君

理事小林 進君

井村 重雄君

伊藤宗一郎君

松山千恵子君

山村新治郎君

五島 虎雄君

島本 虎二君

田邊 誠君

森田重次郎君

吉田 八木

吉村 一男君

吉村 吉雄君

本島百合子君

出席国務大臣

防衛施設庁長官 林 一夫君

労働大臣 大臣 大橋 武夫君

出席政府委員

防衛施設庁長官 林 一夫君

労働政務次官 労 沼尻 元一君

厚生事務官 小山進次郎君

防衛施設庁長官 労 増森 孝君

郵政事務官 元君

(人事局長) 田村 元君

(労働事務官) 堀 秀夫君

(労働基準監督官) 大島 靖君

(職業安定局長) 三治 重信君

三月七日

戦没者等の妻に対する特別給付金支
給法案(内閣提出第一二三号)

委員外の出席者

農林事務官

(林野庁職員部)

日比野健児君

農林事務官

(林野庁職員部)

岩田松太郎君

福利厚生課長

(林野庁職員部)

若林 正武君

労働事務官

(職業安定局失業保険課長)

廣瀬 忠三君

日本電信電話公

日本電信電話公

本多 元吉君

専門員

川井 章知君

三月八日

委員浦野幸男君及び本島百合子君辞任につき、その補欠として森山鉄司君及び春日一幸君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員森山鉄司君及び春日一幸君辞任につき、その補欠として浦野幸男君及び本島百合子君が議長の指名で委員に選任された。

同月八日

失業保険法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一一七号)

は本委員会に付託された。

○秋田委員長

これより会議を開きます。

内閣提出の雇用促進事業団法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を

質疑の申し出がありますので、これを許します。河野正君。

○河野(正)委員

御承知のように、今

審議が行なわれております。雇用促進事業団法の一部改正を行ないます。趣旨といふものが、各國におきます貿易自由化の大勢に即応し、わが国経済の一そうの伸展をはかるために、鉱業、特に金属鉱業における体質改善といふものを行なう必要性が非常に緊要になりました。しかもその体質改善の過程の中で出て参りまする離職者に対してそれを各般の施策というものを講じていこう。それがこの雇用促進事業団法の改正の趣旨であるわけでございまして。ところが、労働省が先月の一二三日に発表いたしました昨年一年間の賃金、あるいは労働時間、さらには雇用の動きにつきます調査結果といふものを見て参りますと、もちろんその一例でございますけれども、たとえば賃

金面あるいは雇用面におきましても、景気の動向に対しまして一番敏感な製造業、特に鉄鋼、非鉄金属、機械、こういう産業面におきます変化というものが最も顕著である、こういうふうに

労働省の調査結果が発表されておりま

すことは御案内の通りでございます。

この石炭、金属鉱業におきます離職者にそれぞれ諸施策が及んでますこと

はまさに同慶の至りでございますけ

れども、しかしながら、今わが国経済の大勢といたしましても、自由化が非

常に強力に促進をされつつある。従つて、この自由化経済の促進によつて、いろいろとしわ寄せが各産業においてござりますけれども、実際には、わが国

雇用促進事業団法の一部改正によつて、あらためて金属鉱業といふものに

(一七四)

—

なければならぬということは、当然の事柄であるうといふうちに考えるわけです。そこで具体的な点につきましても、この際若干お伺いいたしておきたいと思いますが、たとえば先ほど私が御指摘申し上げましたように、製造業の雇用の伸びというものは、三十五年を一〇〇として三十七年が一・七・二、大体前年に比べて六・九%の伸び率でございます。これは三十五年の一・三・三、三十六年の九・六、こういう伸び率と比べますと、かなり低下現象を示しております。それからさらに、労働省の調査によりましても産業別では、石炭鉱業の不況が反映をして鉱業の雇用というものが〇・七%，大幅な減少を示しております。それが今度の雇用促進事業団法の一部改正によってその適用が金属鉱業にも及ぶわけですが、この金属鉱業面における雇用状態は一体どうであるかということを、この際お伺いを申し上げておきたいと思います。

○三治政府委員 非鉄金属鉱業関係の本年度の離職者の予想は、年度でございますが約九千七百人、一万人弱でございます。来年度予想されるのが、大体五、六千人でございます。それ以降になりますと、予想としてはほとんど平常に戻るということでございまして、今明年度における貿易自由化によるための最初の山の閉山整理といふことで、集中的に離職者が出ると予想されるというふうに政府は見ておるわけになります。

○河野(正)委員 そういたしますと、今年あるいは明年度で一応この離職者の数が通常の形に戻るというようなお話をございましたが、それでは平年度におきましてはどういう傾向でござい

○三治政府委員 今ここに、今までの過去の平年度の離職者の数につきましてちょっと資料を持ち合わせませんの
りますが、この際承つておきたいと思

駐留軍離職者に対する今日までの施策が、はたして十分であるのかどうか、こういう点に対します御所見を、長官も御出席でございますので、この際一つ明らかにしていただきたいと思います。

大体においてわれわれの方をいたしましては、三十四年以降につきましては——三十四年は若干経過的な年であります。三十五年、三十六年になりますが、三十五年、三十六年になりますと、また今年の三十七年度におきましても、離職状況また整理状況を見てみましても、一般的の産業並み、あるいはそれ以下というふうに見ております。従つて、現在のところ、二、三年の間におきます離職者の発生の状況は、石炭や非鉄とは非常に異なつております。従つて、現在のところ、二、三年の間におきます離職された個々の現象はほとんど見られないというふうに考えております。しかし、いかにも数が少なくて、離職された個々の人が完全に再就職できているかどうかという問題が当然あるわけでござります。しかし、特別の新しい発展的な諸対策を講じなければならぬというふうに政府が認識するかどうかという問題になりますと、一つの重大な社会現象として、また社会的な摩擦として出てこないと、なかなか対策はとりにくいというのが、政府事務当局の考え方でございます。しかし、一面、今日においても、そういうふうなところで、他の金属や山と、割合に都会地で生活される方との違いも、若干あろうかというふうに考へているわけでございます。

の取り組み方に非常に微温的な感じを受けたわけでございますけれども、その離職者の本質は根本的に違つてゐる。国が雇用主であり、使用主である。しかも米軍の都合で一方的に解雇をされる立場に置かれてはいる。そこで今日までの実情を見て参りますと、あるいは米軍の撤退・移動・縮小というような理由もあり、あるいは予算上の理由によつて人員整理が要求されてくる。そういたしますと、雇用主でございます日本政府は、自動的に解雇手続をとつてゐる。そのため、この計画的な雇用・他産業への配置転換計画、こういう点については何ら処置がなされておらず、アメリカ側から一方的に、予算上の都合であるとか、あるいは撤退する、縮小する、そのため解雇という向こうの要求が出て参りますと、雇用主でございます日本政府は、単に解雇手続だけとつてやる。全く私生子的な取り扱いが行なわれているというものが、私は今この駐留軍労働者の立場じゃなかろうかと思う。勝手に親は生むけれども、その跡始末は全然やらぬ。私は正直に言うと、今の駐留軍労働者というものは、全く私生子のような取り扱いを受けておる。そういうような国が雇用主であり、使用主であるわけですから、従つて、そういう離職者については、政府みずからが再就労の場というものを確保する当然の義務があるというふうに私は思うわけです。もちろん、離職者の数がだんだん減少してきたということは事実でしよう。事実であるから、それに対する対策は、放置しておいてもよろしいということではないと思うのです。そういう本質上の相違点が一般の産業との間にあるわけでございま

ついで、当然私は、駐留軍の労働者についてはその法的処置というものがなされなければならぬ、こういうふうに思うわけでござりますが、そういう点は、労働省としては労働行政という面から、どういうよりにお考えになるのか、あるいはまた、実際の雇用主である防衛施設庁の長官としては、どういうふうにお考えになつておるのか、一つそれぞれお答えをいただきたい。

○三治政府委員 今度の駐留軍の臨時措置法が五月で切れるようになつておりますが、労働省としては、現在の臨時措置法の特別対策が現在行なわれておりますし、先ほど申し上げましたように、職業訓練については石炭、非鉄並みに技能習得手当、それから別居手当を加えたというふうな事情がありますので、現行法のもとで、できるだけの離職者対策をやっていきたいという意味におきまして、現行法がさらに延長されることを希望しておりますが、政府としてもそういうふうな方向でやっていくよう、関係の連絡機関で、事務当局同士の話では一応そういうふうな申し合わせも先日いたしたところでございます。従つて、何もしないといふことでなくして、現行法が継続されることを労働省としては希望しております。そして現行の臨時措置法のもとで、いろいろの離職者対策をやつていきたいというふうに考えておるわけでござります。

して、何と申しましようか、きめのこまかい方法を講じましてその実効を上げるよう努力して参ったのであります。が、今後ともこの点については十分に努力して参りたい、こういうふうに考えており、その対策のこまかい点につきましては、先ほどからお話をありました通り、たとえば職業訓練あるいは企業組合の育成、あるいはその裏付けになるところの資金の融通、あっせん、あるいは国有资产の譲渡、貸付というようないろいろの対策もあるので、このような対策も十分に講じまして遺憾のないように進めて参りたい、こういうふうに考えております。

についての問題でございますが、これに關係しまして、米軍に照会ましたところ、在日米軍としましては、本件に関しては本国から何らの通知に接していない、まだ在日米軍としましては、現時点におきましては、この報告との関連においては特別の人員整理は計画していないという回答でござります。御承知のように、この基本労務契約によりますところの人員整理は、昭和三十六年度におきましては約千六百名、三十七年度は八百四十四名といふことで、ここ数年来非常に減少ってきておるのであります。このような軍の状況、その他過去の実績の示す傾向から判断をいたしまして、今後もおそらくこの程度の減少が予想されるのでござります。そのような点から考えましても、特にこのよきな報告といふもの、あるいはこのよきな報告に基づくところの今後の考え方というものは、在日米軍に関する今後の人員整理計画について特に大きな影響はないという見通しを私どもはいたしております。

に、千八百人の解雇は考えておらぬと
いうことを、そのまま額面通り信用し
ていいとお考えになつてゐるのか、確
信がござりますのかどうか、あらため
て一つお答えをいただきたい。

○林(一)政府委員　ただいまも申し上
げました通り、今回の問題につきまし
て在日米軍に照会しました結果、まだ
そのような報告に接していない、また過
去の実績等から考えまして、だんだん
と整理離職者というものが減少しつつ
あるので、正確な予想はむずかしいと
存じますが、このような事情から判断
しまして、来年度も大体このような数
字ではないか、こういうふうに私ども
は考えておるわけであります。そのよ
うな観点から考えまして、この際直ち
に急激な整理があるというようなこと
は、私どもは考えておりません。もち
ろん防衛施設庁といたしましては、こ
のような離職者に対しては万全の措置
を講じて、その就職対策あるいはその
他の救済対策を講じて参りたい、こう
いうふうに考えておる次第でございま
す。

○河野(正)委員　私どもは今日起こつ
て参りました現象だけをとらえて申し
上げるのではなくて、今日まで駐留軍
労務者がたどつて参りました長い歴史
を前提としてお話を申し上げておるの
でございますので、この点は、本国の
方から在日米軍がそういう報告を受け
ておらぬからということですございます
けれども、できれば一つ十分連携して
いただいて、確信のほどを示していただきたい、かように考えます。

それから、せつから大臣も貴重な時間を使って御列席でございますので、基本的な点だけを一つ大臣にお伺いしておきたいと思います。それは、今私が御指摘を申し上げておりますように、今度の雇用促進事業団法の一部改正といふものは、日本の経済の動向に従って起こってくる離職者に対する施策の一環でございます。ところが、この駐留軍基地に働きます労働者といふものは、その雇用主は国でございます。しかもアメリカ側の一方的な予算上の理由であるとか、あるいは基地の縮小、移転、そういう一方的な理由によつて一方的に解雇をされる、先ほど私は、今の中間労働者というものは全く私生子のような状態に置かれておるということを指摘したわけでございまが、そういう状態であるわけであります。従つて、民間から出て参ります離職者も非常にお気の毒でございますけれども、離職者でも本質的に非常に相違があるわけであります。ですから、この駐留軍労働者の離職者に對しては、その再就職その他については当然國が責任を持たなければならぬといふうに私もは考えるわけでございますが、この点は、大所高所から大臣はどういうふうにお考え願いますか、一つ御所見を承つておきたいと思います。

それから炭鉱離職者に対しましては特別の法規でそれぞれ手厚い保護を講ずることにいたしておりますがございまして、これらの法律は、それぞれ対象によってとるべき施策が多少食い違いますがございますが、いろいろ離職者の事情を考慮いたしまして、適當と認める対策を規定いたした次第でございます。

額は、私どもでは、人員じゃなくて一百七十万ドルである。こういうふうにも聞いておるので。そういうふうな問題については、今、労務者の方に影響ないというお話をですが、これは影響ないということをはっきり認められるのかどうか、どうして二百七十万ドルよけい使ったと言われるようになったのか。これは新聞には出ておりませんが、一つこの辺の事情を明確にしておいてもらわないと、ただいまの河野委員の質問の裏づけにならないと思いますので、重ねて長官にお伺いいたします。

から、そういうようなことに對して字全にしておけ、こういうような指示がなかつたものであるか、もしなかつたら、らへつこうですが、あつたとしたら、そのしわ寄せが労務者の方へ直接こないかという点が心配なんです。この点を重ねて聞きますが、いかがですか。

○林（一）政府委員 もちろん、そういう点につきまして、米本国からい在日米軍の方には何らの通報連絡がないということをはつきり申しておりま

○島本委員 ちょっと大臣、アメリカの労働法ではない、駐留軍の日本の労務者は、日本にいる限り全部日本の国内法の適用を受けて働いている。国内法に違反して使用しているという事実を指摘された。それを知つておらなければ知つておらないでけつこうです。指摘された以上、政府機関ですから当然知つておられるではないか、こういうようになって聞いてみたのです。それで、そういうようなことは、おそらく経理上の問題になるではないか。たとえば国の機関であるから直接やればよいのをたれかにやらしておって、その費用がよけいかかったものの集積が二百七十万ドルあつたというようなこととの指摘ではないかと予想される。これは従業員の首切りの問題にもつながると思いますので聞いたのですが、御存じなければなんですかけれども、知つておられないのですか。

がはつきりされているのか、この約束された事実はどうのように処理されておられますか。これは両方からはつきり伺いたいと思います。答弁によつてはもう一回やらしてもらいますので、これでよいよううに御答弁願います。

第一点は、今労働大臣からもお答えがございましたように、駐留軍労務者はそういうものは国が雇用をし、しかも一方的な理由で解雇されるわけでござります。従って、一般の労働者とはその解雇の内容が本質的に違う。そこで、国としてもこの駐留軍労務者については特別な配慮をしなければならぬ、こういうふうに考え、大臣のお答えを願つたわけです。その点に対する長官

○河野(正)委員 予想をしておらぬところを、この報告に関連して特別な人員整理を計画してはいらないということをばつきり申しておりますのです。それ以上のことは、この報告に関しては、当方においては承知していないのでござります。過去の人員整理の状況、最近の傾向等から判断して、そう急激に大量の人員整理があるということは、私どもは予想いたしていないのでございます。

力と隠んでいくのだ、そういうことがあら大量の解雇といいうものはあり得ない、と思います、こういうことなら納得しませけれども、ただ過去の実績がそちらですから、従つて多分ないでしよう、そういうことでは、私ども小学校の一年生ではございませんから、納得するまで御所信をお願いしたい。

いて再び検討することにしておる。そこであなたが、現在時点においてはとおっしゃるのが、非常に気になるわけです。それは勧告の中にも、適当な期間を置いて検討するということですから、そこで本国としても、適当な期間を置いては、今の在日米軍に対しても勧告するという時期が訪れてくるだろうという見通しが立つ。そこであなたが、現時点において、現時点において

としての明確な態度で、それからもう一つは、いろいろ承つて参りますと、さきにアメリカの会計検査院から、日本の基地における労務者が多過ぎる、そのために不當な会計の支出がある、しかも、いすれ人員整理については近々検討すべきであるといふような報告がなされた。そのことはまだ在日米軍には来ておらぬのだと、いうようなことでございます。ところが、志賀防衛庁長官は明確に、基地の日本人労働者は解雇しないといふふうな記者発表もされておるわけでござりますから、そういうことはないのだと、いうことも、この際この委員会の席上においてこれを長官から一つ明確にしてほしい。以上二点について長官の明確な御所信をただしたいと思います。

いうお答えでは満足できません。この会計検査院の報告によって、そういう事態があるということに対しても私どもも非常に憂慮しておりますわけです。でございますから、会計検査院が指摘いたしましたように、千八百人の労働者は多過ぎるのだ、そういう発表があつたけれども、日本国政府としても、在日米軍としてもそういうことは毛頭考えない、そういう過剰な不当支出はあっておらぬという前提に立って今後アメリカと折衝するのだ、こういうことにならぬと、ただ予想されないという過去の実績に基づく長官だけの見通し、そういうことは私どもは納得するわけにいかぬ。現実に在日米軍が不當支出でもなければ過剰人員でもないという、そういう確信を持つておるならば、そういう確信で今後臨んでいきますということをここで表明してもらわぬと、過去だんだん離職者が減少してきたから、おそらく今後は、そういうふうな会計検査院の報告はあっても、大量の離職者はないございましょう、そういう長官のお考えでは私どもは引き下がるわけにいかぬ。現時点における財政の支出なり、あるいは過剰人員はおらぬのだという確信で、今後アメリカ

○林(一) 政府委員 私がたいま申上げましたのは、今回の会計検査機関の報告に關して在日米軍に照会したのでございます。そのときの在日米軍の回答が、現時点においては、これに連して特別に人員整理の計画をしていないということをはつきり申しておるわけであります。でござりますので、現時点においては、こういうような特別な人員整理というものはアメリカは持っていないということを、私どもはつきり信じておるわけであります。ただ、今後の問題につきましては、これは他日米側と交渉いたしまして、なるべくそのような大量の整理がある場合においては、早くその情報を探知して、これに対する対策というものを十分考えていかなければならぬ、こういうふうに考えておるわけであります。現時点におきましては、米側は特別な人員整理をいたさないということをはつきり申しておるのであります。その信頼のもとに、私どもは今後対策を行わない、しかし適當な期間を骨牌として参りたいというふうに考えます。

の会計検査院の報告と合わせて考へる
と、いざれ近々人員整理というものが
通告されてくるだろう。こういう見通
しが立つわけです。そこで私どもとし
て、今の勧告の内容でござります財政
上の不当支出、それから過剰人員とい
うことは、絶対に認められないのだと
いう考え方方に立っていらしていただか
ぬと、そういう勧告の時期が必ずく
る。そう書いてあるんだから、適当な
機会にそういう勧告をする。ですか
ら、現時点ということだけで私ども納
得するわけにはいかぬ。そこで政府
も、それから在日米軍も、今私が指摘
申しましたように不当支出でもない、
過剰人員でもないという考え方という
ものを堅持してもらわないと、いすれ
勧告の時期がくるという想定でござい
ますから、私どもはその点について、
一つしつかりした確信を持って臨んで
いただきたい、こういうふうに考へる
わけですから、私が申し上げましたよ
うに、確信を持って臨むと一言お答え
を願えればけつこうだと思ひます。

O林(一)政府委員 私が申し上げてお
りますのは、お説の通り現時点におい
ては、米側としては特別な人員整理は
行なわないということをはつきり言つ

い、こういうふうに考えております。
次に、米国の会計検査院の報告に基
づく人員整理の問題でございますが、
これは先ほどから申しておる通り、米
軍としましては、現時点においては

ういう長官のお考えでは私どもは引き下がるわけにいかな。現時点における在日米軍の実態から、そういう不当な財政の支出なり、あるいは過剰人員はおらぬのだという確信で、今後アメリカ

○河野(正)委員 実は私がどうしてその点を強調するかということ、この範囲のあとで、この時期に具体的な勧告を行なわない、しかし適当な期間を骨董す。

○林（一）政府委員 私が申し上げてお
りますのは、お説の通り現時点においては、米側としては特別な人員整理は行なわないということをはつきり言つ
要

第一類第七号

14

ておるわけです。もちろん将来においては、当方としては極力そのようなことのないよう、きせんたる態度をもつて折衝する必要があると考えております。もちろん、万一将来においては、大量の整理があるというような事態が起りますれば、やはりそのときの事情に応じて、離職対策等万全の措置を講じていく所存でございます。

○河野(正)委員 万全の措置の一環が、私は例の臨時措置法というふうに考えますが、この臨時措置法も、御案内のように五月十一日には期限切れになつて参ります。これに対します態度について、一つこの際お伺いを申し上げたい。

○林(一)政府委員 臨時措置法の問題でございますが、御承知のように、本年度五カ年の期限が切れまして、失効するというような事態に至つておるのです。従いまして、この臨時措置法の期限を延長するということについて、政府関係省において協議を進めておる所であります。この臨時措置法は、何としましても駐留軍労務者の離職対策の根本法規でございます。どうしてもこの期限を延長して、離職対策に万全の措置を講ずるということが必要でございますので、現在期限延長といふことを中心として、関係各省において協議を進めておるような次第でござりますか。

○河野(正)委員 これは現在、内閣府で引き続き御提案願うということです。

○林(一)政府委員 これは現在、内閣が中心になってその問題を扱つておるのであります。が、現在のところ、延長ということについては、ほぼ政府部内の

意見は一致して、期限延長ということは提案される、こういうふうに私どもは判断いたします。

○河野(正)委員 そういたしますると、あとはこの内容の問題について御検討を願つておる、こういうふうに判断してよろしくうござりますか。

○林(一)政府委員 その内容についても、もちろん協議、検討しております。

○河野(正)委員 そこで時間の制約もござりますので、だんだん結論に入りたいと思いますが、この臨時措置法の期間延長については、今政府で提案するとの約束でございますので了承いたしますが、それでは一体内容について実は石炭産業あるいは金属鉱業等々と対比する中で、なお検討を願わなければならぬのではないかという点が多くあると思うのです。たとえば特別給付金の制限条項の撤発の問題もございましょう。あるいはまたこの雇用促進事業団法の内容でございます雇用奨励金の支給の問題等もございます。あるいはまた、炭鉱離職者に見ます就職促進手当の支給の問題等もございます。先ほど三治局長の方からも若干御説明もございましたが、今私が申し上げますような給付金の問題、雇用奨励金の問題あるいは促進手当の問題等々、今までの石炭政策あるいは今回の金属鉱業と対比する中で、なお改善を願わなければならぬ問題が、今申し上げますように具体的な例があると思いますが、そういう点につきましてはどのようにお考えでございますか、この際承っておきたい。

○三治政府委員 特別給付金につきましては、施設本部長の方からお答えに

なると思しますが、特別給付金のワクシキをはずす以外の離職者対策の問題につきましては、現在のところわれわれは現行法の延長で事足りる、特別にそういうふうな、現在炭鉱離職者や非鉄金属で政府がとろうとする案を、そのまま横すべり的に駐留軍にも、今後期限の延長と関連して政府案として加えられるということはしない予定にしております。

その理由は、先ほど来申し上げましたように、石炭離職者対策につきましても、それから非鉄金属の離職者対策につきましても、非常に集中的に多数が発生する、これに対処してやはり不安をなからしめるというために特別対策をとる。それからやはり、その当該離職地におきましては、なかなか産業がないために就職できない。従つて、他へ移転しなければならない。長年住みなれたところからほかへ住所を移転しないと再就職ができない。これに対しても、基地につきましては、ほとんどそういうふうな、住所を特別移転しなければならない非常に再就職が困難であるというふうなことは、現在の基地の立地状況から見て、そういう特別な考慮が必要だというふうには考えておりません。

それから今度の石炭、非鉄に関連しまして、これはやはり政府が特別対策をとります一つの理由として、地下産業の肉体労働、他の社会と非常に離れたところに長年就業して、他産業の労働環境になれない等の問題があるというところから、やはり特別対策が必要じやないかというふうに考えておりますので、そういうことをいろいろ考えて

みますと、ここで、石炭、非鉄に特別対策をとったのは、地下産業で一般業界から非常に離れておる、しかも士量というふうなところで政府として特別対策をとるということでござりますが、このいづれの条項から見ても、こで今直ちに、石炭、非鉄でやつたものと同じようにといふになりますが、このいづれの条項から見て、わくなんですが、そういうふうなことになる。しかしながら、そういうことでなくして、やはり再就職のための駐留軍労務者に対しては、ほかの産業労務者と異なる環境状況にあり、しかも、そういうふうな基地が返還になるという場合には、そこにあらためて産業を興す特別な対策が種々盛られておるわけですから、これを整理していく態勢をとる現行法の延長でいいのじやないか。しかも、これがまた石炭、非鉄と同じように、ここ一、二年急激に大へんな問題があるというなら別ですが、先ほど長官からお答えになったように、またわれわれも、防衛庁からの情報連絡によりましても見通される範囲で、そろ石炭、非鉄のような集中的な離職者は予想されないとこでござりますので、今回は遠慮したわけをございます。あまりこれもあれもと考へ、すべてのことをやりますと、焦点がほける——表現は悪いわけなんですが、この程度のことと一つがまんをしていたただきたいといふうに考へるわけであります。

全く同感でござります。と同時に、そういうふうな措置が講ぜられた理由と、いうものは、集中的多数の離職者を排出する。従つて、労働者の間に非常に大きな不安が醸成されるわけですかから、そういう不安というものを除去するためには、そういう施策が実行される。そのことは、とりもなおさず雇用が安定されるということにあると思うのです。それなら一体、駐留軍離職者の雇用状況がどういう状況であるかといふことは、私は非常に大きな問題になつてくると思うのです。

そこで私は、この点についてはいろいろ県とも打ち合わせをして、実は的確な資料等を集め、どういう状況であるのかというふうな検討を加えてみたわけです。そういたしますと、これは福岡県の実情ですが、大体今の中年離職者の平均年令というものは四十五歳です。それからさらにこの離職者が再就職をする、それがどういう実情にあるかと申しますと、三十七年度が三六・九%です。これは、三十七年度はさつき長官から御指摘がございましたように、駐留軍の離職者というものは非常に減少しておる。減少しておりますながらその再就職率はどういう状態かというと、これは福岡県が調査していくたま資料ですが、その資料によりますと三六・九%、約三七%程度の再雇用、こういう非常に低い率を示しております。しかも先ほど申し上げましたように、高年令層の人が非常に多い。これは炭鉱離職者よりも上です。そつしますと、なるほど今三沿局長がお答えになつたように、移住するための移転資金の問題だとか住宅の確保だとか、炭鉱の問題だとか住宅の確保だとか、炭

すべて同一であるかどうかということについては、今御指摘の通りに問題がございましょう。しかし少なくとも高年令層で、たとい離職者の数が減少したとしておしましても、再雇用の場というものが非常に少ない、そういう点については何とか再雇用の場を広げる施策が必要になってくる。と同時に、たとえば雇用奨励金の問題も関連いたします。

私は賃金の状態を実際に調査して参りましたが、駐留軍離職者の方が再就職する場合の賃金が、平均して一万五千円です。平均四十三才ですよ。そしてそのことは、いろいろ具体的に調査しましたが、一万円から二万円の賃金の方々が三五・七%おるわけです。それが再就職しますと、五四・八%に増加しておるわけです。そして二万円から三万円の給与の人が、基地で働いているときの比重は五二・三%です。それが再就職しますと三一・七%になります。これは下がるわけです。従つて、二万円一三万円の層の人が再就職する場合には、一万円一二万円の層に下がっていくわけです。それですから、一万円一二万円の人がもともと基地では三五・七%でしたけれども、今度再就職しますと五四・八%というふうにふえていくわけです。ですから、二万円一三万円の人は逆に減っていくわけです。このことは、再就職する場合に、非常に安い賃金で再就職しておるという数字を——これは演説じゃなく、私は資料を検討して申し上げております。これは現実の数字ですか、非常に安い賃金で再就職しなければならぬいう実情に置かれておる。

非常に低い。ところが、その就職しておる内容を調べてみると、その中には臨時職もありますし、臨時工もおるというようなことで、必ずしも正規の職員ではない。なるほど離職して再就職するパーセンテージというものは三六・九%ですけれども、正規に採用されたものはそれよりも減少するというのですから、実態というものは、もちろん三六・九%よりも何%か減少したのが、実際のパーセンテージといふうに御指摘申し上げても私は過言ではなからうと思うのです。これは演説ではありません。そういうように具体的な数字を示しますと、必ずしもいい条件ではない。でございますから、三治局長からも、駐留軍離職者についてはいろいろ特別の配慮をしたいけれども、なかなか炭鉱産業、金属鉱業のようにうまくいかぬというお話がございましたけれども、今申し上げますようになりますが、きわめて劣悪な条件のもとに置かれてしまおるということは、今申し上げた数字がよく示しておると私は思うのです。

大臣いかがでございましょう。大臣からも適切なお答えをいただきますならば、私の質問を終わりたいと思ひますけれども、そういう点について一つ明確にお答えをいただきたい。

○大橋国務大臣 駐留軍離職者の実情につきましていろいろ詳しいお話を重りました。実は来年度の予算はすでに本院を通じておるような状況でござりますが、予算の上からも、この問題はいろいろ関係がある事柄だと存じます。なお、この雇用促進の施策につきましては、特別法に規定いたしませんでも、現在の雇用促進事業団の事業としてある程度やっておりますし、またそこには予算など入っておりますので、実際そういう必要がどの程度か、またやるとすれば予算をどういろいろ考へるか、従つて法的にどういう形で取り扱つていくか、いろいろ検討すべき事項もあるとございますので、今後また検討の上、適当な時期にはつきりしたお答えをいたしたいと思います。

○林(一)政府委員 雇用奨励金の問題でございますが、これはただいま職局長から御説明がありましたが、駐留軍労務者の人員整理によるところの離職者は、先ほどから申し上げましたように、漸減いたしておりまして、この一年間は非常に減少しておる。従いまして、現在の段階におきましては、雇用奨励金を支給しなければこの事態の收拾が困難な情勢にまでは立ち至っていないという考え方を持っておるのであります。けれども、将来におきましては、現在と違つたような規模の人員整理があるかもわからぬ。その

○林(一)政府委員

○河野(正)委員 こういうことは言ひたくないのですが、今の答弁では、私は、私があたえて資料を提示したのは、大量に集中的に離職者が出なくておるといふ点も納得できない。という立場からこの問題について検討する必要がある、こういうふうに考えております。

○林(一)政府委員 この駐留軍事務監査官の離職者に対する対策でございまして、これが先ほどから申しましたように、この臨時措置法を中心としまして、あらゆる対策を講じて離職者をなくする、並びに離職者に対してもは職のあせん、その他の万全の措置講じておるわけであります。そのようなことは今後ともさらに努力を重ねたい、こういうふうに考えておきます。賃金が退職の場合に少ないとどうようなことも含めまして、もちろん今後十分の対策を講じてそのようなとのないようにいたしたい、こういうふうに考えております。

と、納得できないのです。十分の処置を講じようとしておるけれども、なお不十分の点がある、従つて、この臨時措置法については十分措置するとともに、さらに給付金の制限条項の撤廃とか、あるいは雇用奨励金の問題、さらには雇用促進手当の問題については十分検討する、こういうことにならぬと、なかなかやめることでやめるわけにいきませんので、やめるためにもそういう明確なお答えをいただきたい。

○林(一)政府委員 臨時措置法の中に、ある各種の離職対策につきましては、その対策について努力を払つておるの

○日本本委員 関連を一つ。さっきの答弁で、これは職安局長でしたが、明らかにしておかないと困ると思うのです。大臣が知らないから、これはだれでも国際間の問題だから知つておるとthoughtたのですが、これは知らないもののようなので、ああいう答弁をされた。法律によつても、おそらくこれは職安局長の所管のようです。あくまでも四十四条、四十五条は職業安定法違反の疑いで、米会計検査院指摘のあの四条項中一項、労働組合法違反のおそれがある云々で労働省も調査しておる。こういうふうな点があつたのではないか、こういうふうに思つておるのであるが、職託させておる点で、十分違法であると安法の四十四条、四十五条、これはボイラーの運営について業者にこれを委託させておる点で、十分違法であるといふことで、ある部分はやめたけれど

も、まだ強行しておる部分がある。ういうふうな点の強力な指示を受けたのではない、また受けなければ、皆さんの方で調べたのではないか、こう思うのですが、知らないということではちょっと困ります。これは局長、ほんとうに知らぬですか、やつておらぬですか、これはもう違反のおそれ全然ないのでござりますが、これだけ一つはつきりさせていただいて、私は関連ですか終わります。

○三治政府委員 ほんとうに知らないのでありますて、ただいま御指摘のことにつきましては、さつそく何らかの措置を講じたいと存じます。

思うのです。ところが、今まで失業では、その起つてきて、これをこうやくして、こういうきらいどもとしては見受けざりで、これらの点について、この個々に対策をとるういうふうに考えられはもっと根本的な雇用としての失業対策といふうに考へておるわけですが、点について、まず大至

た事象々々について、大臣として立っていくといつて、一體どうしておるのか。私は政策、その一環うものを樹立つておるが、ややもいたりと云ふ対策につきましては、今最も大切な点がござりますけれども、この見解を重っておるが、それとも、この見解を重っておるが、ややもいたりと云ふ対策につきましては、今最も大切な点がござります。

つきましても、同じような考え方方が出てきておるわけなのでござります。しかしながら、まだこうした考え方につきましては、全般的に、一般にそういう考え方方が普及しておるとも申し上げかねる状況でございまして、今こういう失対事業についての新しい考え方としては、黎明期にあるとでも申しますかどうかと思うのであります。私どもは、こうした考え方が失業問題全般についての支配的な地位を占めるようになるべきものであるし、また、それがすみやかに実現することを期待いたしておりますが、まだまだ実情がそこまでいっておりませんしで、少しあくまで進んで

係の離職者にせよ、あるいは今回の金
属関係の離職者にせよ、一定の地域で
たくさん的人が一時的の離職の状況が
生まれた。従つて、特別の対策を立て
ざるを得ない、こういうのが答弁の主
要な柱をなしておると思うのです。な
るほど、そういう現象は生まれております
けれども、しかし個人々々の労働
者にとってみますと、そういうことは
大きな問題ではないわけですかに
して最も早く再就職できるか、最も
よい条件で再就職でき得るか、これが
個人々々の労働者が一番心配をする点
でござります。ですから、政府の考え方

も、まだ強行しておる部分がある。こ
ういうふうな点の強力な指示を受けた
のではないか、また受けなければ、皆
さんの方で調べたのではないか、こう
思うのですが、知らないということでは
はちょっと困るのです。これは局長、
ほんとうに知らぬのですか、やつてお
らぬのですか、これはもう違反のおそ
れは全然ないのでございますか、これ
だけ一つはつきりさしていただき、
私は関連ですか終わります。

○三治政府委員 ほんとうに知らない
のでありますて、ただいま御指摘のこ
とにつきましては、さっそく何らかの
措置を講じたいと存じます。

○秋田委員長 吉村吉雄君。

○吉村委員 雇用促進事業団法の一部
改正にあたって、内容の問題よりも、
現在の雇用の情勢等についてどのよう
に労働省が理解をし、それに対しても
うその対策を進めていくかということ
の方が、今まで大へん問題になつて
おるわけです。それは問題になるのが
あたりまあだと思ひますけれども、今
の質疑応答の中にも出ておりました
が、労働省の失業対策というものにつ
いては、産業ごとの職種ごとに
よつて非常に相違が見られる。こうい
うことでは、私はいけないのでない
かも、これに対応するかのように変動が
見られる。こういう状態でありますか
かといふふうに思います。貿易自由化
によつて、相當に産業構造の改善が必
至な状態になつておる。雇用の状態
も、これに対応するかのように変動が
見られる。こういう状態でありますか
か、雇用についての対策も、労働省と
しては一本大きな根幹というものを打
ち立てて、そうして全職種、全産業を
それに包含した対策を立てていくとい
ふことが一番大切なことではないかと
思うのです。ところが、ややもいたし
ますと、今まで失業対策につきまし
ては、その起つてきた事象々々につ
いて、これをこうやくぱり行なつてお
る。こういうきらいがあるように私
どもとしては見受けざるを得ないの
で、これらの点については、大臣とし
て、この個々に対策を立てていくとい
う失業対策のあり方について、一体ど
ういうふうに考えられておるのか。私
はもつと根本的な雇用政策、その一環
としての失業対策というものを樹立し
ていくということが、今最も大切なよ
うに考へておるわけですから、この
点について、まず大臣の見解を承つて
おきたいと思います。

○大橋国務大臣 わが国の失業対策と
いたしましては、昭和の初めに、いわ
ゆる失業救済事業と申しますが、今日
の失業対策のような仕事が発足いたし
まして、それが引き続き現在の失対、
緊就、臨就というような仕事になつて
参つたわけでござります。しかしながら
ら、最近におきまする失業救済の基本
的な考え方といたしましては、今まで
の失対事業のような方法では、失業問
題の打開としては不十分である。どう
しても職業訓練、職業指導並びに失業
期間中の生活の保障といふような総合
的な措置によつて、この失業問題の打
開をはかるようにななければならぬと
いうふうな考え方が、最近だんだんと出
て参つたようになります。

そしてこの考え方のもとに現在までは
雇用促進事業団が、ちょうど石炭離職
者に対する対策をきつかけとして設立
せられて、引き続き今回の鉱山離職者
というのは、同じような考え方が出て
きております。また失対事業の改善に

係の離職者にせよ、あるいは今回の金屬関係の離職者にせよ、一定の地域でたくさん的人が一時的の離職の状況が生まれた。従って、特別の対策を立てるを得ない、こういうのが答弁の主要な柱をなしておると思うのです。なるほど、そういう現象は生まれておりますけれども、しかし個人々々の労働者にとってみますと、そういうことは大きな問題ではないわけです。いかにして最も早く再就職ができるか、最も早い条件で再就職でき得るか、これが個人々々の労働者が一番心配をする点でございます。ですから、政府の考え方としては、特定の地域にたくさんの人が——といましても、これを分解していった場合には、それは離職をした労働者に対する再雇用の対策ということがになるわけです。従って、これはどういう職種、どういう産業、どういう地域におきましても、早く再就職ができるようなことを望んでいるのは当然でありますから、労働者としては、これを区切つてやっていくというの私は正しい意味での失業対策ではない、こういうふうに言わざるを得ないと思うのです。この点を大臣も十分考えていただきないと、その個々の現象面についての対策に終わってしまふ、こういうふうになりかねないと思います。労働者の立場からすると、先ほど申し上げた通りのとおりながら、労働省としては、それらの個々の労働者に対する施策というものを考えて、そうしたこと重点にしたところの失業対策、こういうものを一つ総合的に立ててもらうようにしてもらわなければいけないというふうに思うのです。そこで、その点について大臣からあとで

に従事しておられます非鉄金属の関係の離職問題が発生いたしました。この問題について、特に石炭並みにしてほしいという国会の決議もござりますので、石炭の離職者対策を金属にまで延長することにいたしました。しかし、どうしても就職促進手当までつけるといふことができなかつたわけでござります。そういう事情でございまして、私は逐次一般に石炭対策のような考え方で進むようにしたいし、またそれがいいと思っておりますが、それにはだんだんにやっていくのが実際的だ、こう思つております。これは理屈でなく、実行上こうやらざるを得なかつたということと御承知をいただきたいと思います。

○吉村委員 それではどうしても納得ができません。石炭労務者であるから、あるいは国会の決議があつたから、それだけの理由によつてやるのだとするならば、これは私は大へんなことになると思うのです。失業対策・雇用政策というものについては、政府として、労働者の再就職というものについて一貫した方針がなくてはならないはずだ。それを、たくさんの人人が特定の地域で離職するから特定の対策が必要である、特定の産業がこうなつたから特定の対策が必要である、こういうような説明だけでござりますけれども、離職するのは労働者なんです。再就職を欲するのは労働者なんです。どこの地域、どの産業で失業しようとなつても、その労働者が失業したという現実に変わりはない。その失業者を再雇用せしめていくというのが、正しい意味での失業対策であり、雇用対策であるはずなんです。だから、そういう点か

らするならば、特定の措置をといふことは私は正しい意味での雇用政策ではない、こういうふうに言わざるを得ない、と思います。政府が今までとてきな措置についての経過の説明は、私は了然と解します。しかし、雇用政策を推進するという立場からするならば、それは誤りであるといふに私は考へるのです。この点は一体どうですか。

○大橋国務大臣 私は先生と考え方は同じなんどございまして、ただそれを一時に全部やらなければいけないのだということになると、それでは石炭の方もやるわけにはいかぬ、これではやはり実際的でない。だから、ここは、これだけはとにかくやろうという話のきまつたものから、一つでも二つでもだんだん手をつけていくことが、政治的には全く同じでございますが、たゞこれの実際としては大事なことではないか、こう思ふわけでございます。理論的には全く同じでございますが、たゞこれを実現する上におきまして、私どもの微力のために一齊に全部スタートさせることができます。できるものからだんだんにやっていこう、こういう考え方でやったわけであります。

○吉村委員 大臣がだいぶ急いでおられるそうでありますから、まだ私は納得するところまではいきませんけれども、次に移らざるを得ないのでですが、しかし、大臣が今お認めになつておるよう、雇用政策の問題と個々の対応する対策の問題といふものはやはり関連性を有する、こういうふうになつていくことをし、一貫した方針というものがないと、次々と矛盾を拡大して論争を大きくする、こういうふうになつていくことを思ふのです。だからといって、私は石炭労働者に対する対策がこれで万全だととか、ほかの方はこれより悪くていい

のだという意味で言つておるのじゃ無いです。しかし、失業対策というものをやつていいこうとする場合には、一貫した方針、その失業に当面する労働者をどう再雇用せしめるか、そういう立場に立つた方針というものを打ち出しますという答弁でありますから、そういう理論的に正しいものを実現していくよう努力をしていただきたい、ということを、この場所では要望しておきたいと思います。

承知のようすに、農業基本法では農村労働力というものを第二次産業に吸収していく、そして十カ年の内で、純粧労働力の移動といふものを大体二四、五十万行なっていく、こういう状況があるわけです。この計画を農業本法が実践することになり、具体には農業構造改善とか、その他の政策を推進をされておるわけでありますけれども、これによって農業労働力といふものが第一次産業に、政府の政策を通じて、それが第二次産業に、あるいは第三次産業に、いわゆる中卒、これは問題じゃなければいいと思う。しかし、中高年令者の、すでに流入の中で特に問題になるのは、労働報告にもすでに出ておるところであつります。こういう点を考えて参りまして、農業労働力の第二次産業に対する考え方であります。このことは、農業の年々の報告にもすでに出ておるところであつります。この中卒、いわゆる中卒、これらの方々が就職をした場合の状態といふものは、随時に世帯主で經營主であった者が相当連れ込んできている。流れ込んできてはいるといふことも、農業の報告書が示しておるばかりでなくして、これらの方々が就職をして参りますと、この農業労働の流動化といふものも、国の施策によつて現われた現象である。私はこの政策に必ずしも賛成をする立場ではございませんけれども、しかし、国の政策によつてこゝにいるような人たちについては、同じようないふな国としての保護政策をやつていかなければならぬのである。とするならば、この農業労働力の流入あるいはその対象にならぬ明かであります。片手落ちになるのぢやないか。

しかもこれは数の上から言うならば、非常に大きな要素を占めていると思います。これらの点については、何らの対策なり何らの施策というのもないよう見受けられますけれども、今私が申し上げたようなことについて、一體大臣はどのように考えられておるか、承っておきたいと思います。

○大橋国務大臣 中高年令の農村出身者が、第一次産業を離れて第二次産業に流入しつつあることは事実でござります。そしてその者が新しい職場において占める地位はいわゆる常用労働者でありながら、多くは臨時工あるいは社外工といったような形をとるのも、一般的の労働者以上に大きな割合が統計に出ております。従って、その労働条件が比較的に悪く、特に待遇も悪いということは、容易に想像されるところでございます。これにつきましては、從来から、職業紹介機関といたしましていろいろ心配をしてきておったと思うのですが、特に臨時工をどういうふうにしていくかという大きな問題がございまして、この点は從来からも、努力はしながらもなかなか効果を上げていかなったように思うのでござります。しかし、この臨時工の問題につきましては、いろいろな方面からの批判もござりますので、私どももいたしましては、特にこの臨時工の取り締まりについて力を入れる、いわゆる常用労働者の実態を示しておりながら、しかも臨時工扱いをしておるというところにいろいろな問題がござりますので、これをどうすれば減らすことができるか、この問題に真剣に取り組むべき時期がきておると考えておるのであります。ただ、この問題は事業主

ばかりでなく、労働組合側にもいろいろ協力を得なければ、実際上効果が期待できない面もありますので、今後労働組合の諸君とも十分に話し合いまして、何とかこうした点から改めていくよう二、三こころり二、三思つておき

○吉村委員 私の質問の意味が十分理解されなかつたのかどうかわかりませ

この離職者は、工業労働者になつた場合にどういう状態になつてゐるかといふと、臨時工になつてゐる割合が非常に多い。これも年次報告書が示しておる通りなんです。私の申し上げたいことは、特定の産業について、国の政策の結果として何らか特別の措置を国がとらなければならぬとするならば、農業労働力の問題についても、農業基

本法は国の政策として離農を促進しているのですから、そういう観点から特別の措置をとっていかなければ、これは不公平になるのではないか、こういうことを一つ明らかにしていただきたいと思います。私が質問の趣旨です。

○大橋国務大臣　國といたしましていろいろ特別措置をとりますのは、その政策の結果であるとかないとかいうことばかりでなく、實際、現在の政治としてその問題を解決するため、政府が特別措置をとるべきである、こう考えてやつておるわけなのでござります。

離農から生ずる新規の労働力につきましても、政府いたしましてはこれを国の有効な産業の基本となる労働力にするために、できるだけの措置を講すべきことは当然でございまして、たとえば職業訓練等を相当力を入れて行なっておりますし、また都市へ出た後の対策等につきましては、先ほど申し上げました通り力を入れるべきである、こう思っております。

○吉村委員　大臣急いでおるというの

で、こちらも急ぐよくなんばいになりますけれども、農業の労働力といふものを国の産業の必要な面に移動をさせていくということは、今の池田内閣のとりつある政策ですから、私はそのことに必ずしも賛成をしないけれども、そういう政策をとるとするならば、他の産業に従事している労働者と同じような扱いをしていかなければ、その政策とくものは実践をされないだろう。こういうことを申し上げていい。現実にそうなっているじゃないか。と

いうのは、農村から工業の労働者になつた人たちは、ほとんど臨時工という扱いを受けている。こういう現実が事実を物語つしているじゃないか。たとえば炭鉱労働者の場合には、住宅の問題についても奨励金を出す、あるいは雇用主に対しても雇用奨励金を出す、いろいろなことをやつておるわけですが、それでも、農業の労働力につきましては、そういう対策といふものは全然ない。それは、農村の方々が非常におとなしいから、今よりもちょっと町で働く方が少し収入が多い、そういうことだけで動いているから、文句を言わないから政府の方がかまわないとするならば、私は大へんな間違いだと思うんです。やはり政治はすべての者に対して平等な施策というものが行なわれなければならない、こういう立場からしますると、この点は十分配慮をしながらやっていく必要がある。特に所得倍増計画というものを実践して、しかも農業基本法といふものを実践しておる、こういう立場からするならば、この点はもっと真剣に、政府は取り組んでいく必要があるのでないか、こうしたことを探し上げておるわけであります。これは関連をして先ほど申し上げましたけれども、その事象々々におけるところの失業対策といふものではなくして、全体としての雇用対策といふものをどう立てるかということがない。ないから、ばらばらになつておる。その一番大きな問題として、私は農業労働力の問題があるのでないか、こうしたことを探し上げたわけでございますから、特に雇用政策については一貫した方針というものを樹立してやつて

いくように、一つ特に要望をしておきたいと思うんです。
時間がないそうでありますから、これまで終わりますけれども、何かお答えがあるならば聞かしてもらつてけどうです。

○大橋國務大臣 今お述べになりました御趣旨は同感でございます。今後で生きるだけ御趣旨に沿うように一そうち努力をいたします。

○吉村委員 大臣に対する質問はこれで終わりますが、私は、委員会なんかで質疑応答をやって、やりっぱなしといふことをきらいます。言つたことは実践してもらう、こういう立場でおりまづから、今の大臣の答弁もそういう意味で了解をして、大臣が行くことはいよいとります。

○澁谷委員長代理 五島虎雄君。

○五島委員 この雇用促進事業団法の一部改正法律案が提案されて以来、ずいぶんわが党の同僚議員から矛盾点について正面から質問をし、明らかにしたこととした。労働大臣は、わが党の同僚議員に対するところの意見に賛成されたこととも賛成された。そうして今後、やはり雇用安定の問題については、あらゆる問題ですみやかにその施策を実施する必要がある、こういうようにも思つわけです。しかし私は、大体審議が最終点に到達しておりますから、この雇用促進事業団法の金属産業についての問題のみに限定して、最終的に質問をしていきたいと思うんです。ちょうど労働大臣も参議院の予算委員会に呼ばれましたが、政務次官がおられますので、私の質問に対し明快な答弁を要望すれば、時間が非常に短いです。

縮されるのじゃないか、こういうよう
に思うわけです。
まず質問に入る前に要望しておきた
いのは、小沢委員でしたか、先日、金
属産業の失業者の数はどれだけかとい
うような質問があつたようございま
すが、最近における鉱山労働者の在籍
者数、それは各事業所別及び職務関係
を含むところの資料をわれわれの手元
に提示してもらいたいということであ
ります。その資料に基づかなければ、
われわれは、どういうような離職の傾
向であるか、あるいは今後どういうよ
うにそれらの傾向が進展していくかと
いう判断のしようも苦しみますから、
この資料を提出していただきたいとい
うことあります。

も、その解釈の問題について明らかにしていただきたいといふことが第一点であります。

○三治政府委員 この練習所につきましては、山にあるものにつきましてはその事情に応じて適用していくことにしております。御指摘の神子畑につきましては、そういう対象になる該当の一つだと考えます。

○五島委員 そうすると、対象になることが明らかになつたら、神子畑のような直接付属製練所というようなところが、全国ではまだたくさんあります。

〔鷹谷委員長代理退席、委員長着席〕

○三治政府委員 若干例がございます。全然離れたところと、それから山にひついてあるところと二つありますので、その点は実情に応じて、対象にするかしないかは、矛盾のないように合理的にやついていきたいと考えます。

○五島委員 それが明らかになります。

それから、この三十六条で法律は二年間の期限立法になつておるわけであります。そうすると、金属産業におけるところの離職者数がどんどんふえていく、それは自由化に基づくところの離職労働者である。そうすれば、今後自由化の促進に基いて、わが国の労働者が離職するということはまことに避けしからぬことであると思うのだけれども、しかしながら、これらの施策を推進していくについて、どんどん離職者が多くの鉱種に影響することが想像される。しかもこの法律自体が二年間の期限立法であるということについて、二年で処理できるというように考

えられるのかどうかということです。しかも鉱種の区分によりますと、政令に委譲しておるようあります。そういうことでござります。しかも金鉱、銀鉱、磁鉄あるいは褐鉄鉱、赤鉄鉱、すず鉱、長石、重晶石、耐火粘土あるいは珪石、その他いろいろな鉱種があるわけでござりますけれども、これらの問題について配慮が行なわれてないということはどういう理由であるかということです。しかもこれら十四種に限定されて、その他の鉱種からの、鉱業区からの離職があつた場合、いかなる施策が行なわれるかといたことです。そうすると、自由化に基づくところの産業自体から失業した場合はこのようないくつかの理由でござります。それから離職が行なわれた場合はこれには該当しない、こういうようなことはまことに不公平じゃなかろうかと思われます。そういうようなことについて、はつきりした労働省の見解をお聞きしたい、これが第二点の質問です。

○三治政府委員 今一応十四業種に予定をしておりますが、従つてその予定をしているのも、そういうふうに現在法律ではつきりそれを指定するのも落度があつてはいけない、こういうことでござります。従つて、このあと、政令でございますので、自由化により影響を及ぼす業種についての追加をする、しかも二年間の期限立法は、通産省と相談した上で当面二ヵ年で実現できるだろう、しかし、できない場合うと思ふのです。三十七年四月一日以降に離職されてもうすでに就職した者がある、しかも就職できなかつた人がある。そしてそれらは、今後労働省職安の働きによって円滑に就職できるようにならざるを得ない。そこでそれらは、一度離職され何ヵ月か失業されて、そして職安の紹介によって就職した人にもこれが適用されるものである、しかも今後就職される人にもこれが適用されるものである、こういうふうにわれわれは考へるわけでござりますが、その点は、私の考え方と同様であるかどうかということを明らかにしてもらいたい。

○五島委員 それでその点は明らかになりました。要するに、十四鉱種以外の問題についても慎重に検討して追加でござります。従つて、このあと、政令でございますので、自由化により影響を及ぼす業種についての追加をする、しかも二年間の期限立法は、通産省と相談した上で当面二ヵ年で実現できるだろう、しかし、できない場合うと思ふのです。三十七年四月一日以降に離職されてもうすでに就職した者がある、しかも就職できなかつた人がある。そしてそれらは、今後労働省職安の働きによって円滑に就職できるようにならざるを得ない。そこでそれらは、一度離職され何ヵ月か失業されて、そして職安の紹介によって就職した人にもこれが適用されるものである、しかも今後就職される人にもこれが適用されるものである、こういうふうにわれわれは考へるわけでござりますが、その点は、私の考え方と同様であるかどうか

んが、現実にほかの金属鉱山の自由化に伴うものと時を同じくして、たまたま硫黄なんかの企業の整備が行なわれたということで対象にするということです。

○五島委員 それで二年間と申しますのは、一応通産省と連絡をいたしまして、三十八年度、三十九年度で大体各企業やいろいろな状況を見て大丈夫だということでござります。しかし、その二年間で出された方が再就職されるまでのものは有効でございまして、その法律につきまして、その間の発生の方はずつと最悪まで見られるような立法がござります。その間に離職者といふような意味の二年間の発生者と、その間の発生の方は、その後までめんどくさがりであります。その間の離職者対策は、その方については、その法律が過ぎた後も再就職についての対策は進めていきたい、こうしたことあります。

○五島委員 それでその点は明らかになりました。要するに、十四鉱種以外の問題についても慎重に検討して追加でござります。従つて、このあと、政令でございますので、自由化により影響を及ぼす業種についての追加をする、しかも二年間の期限立法は、通産省と相談した上で当面二ヵ年で実現できるだろう、しかし、できない場合うと思ふのです。三十七年四月一日以降に離職されてもうすでに就職した者がある、しかも就職できなかつた人がある。そしてそれらは、今後労働省職安の働きによって円滑に就職できるようにならざるを得ない。そこでそれらは、一度離職され何ヵ月か失業されて、そして職安の紹介によって就職した人にもこれが適用されるものである、しかも今後就職される人にもこれが適用されるものである、こういうふうにわれわれは考へるわけでござりますが、その点は、私の考え方と同様であるかどうか

うにわれわれは判断するわけですが、これの明瞭かな見解はどうですか。

○三治政府委員 御説の通り、昨年の四月一日からの離職者について適用する考え方でございます。

○五島委員 そうしますと、すべての離職者に対してこれが適用されるといふこととありますか。

○三治政府委員 安定所の紹介によつて再就職される方に適用するというふうに法文上はなつております。そのため昨年からその関係者との再就職の懇談会を設けておりますので、法律の条項からいえば、安定所の紹介による使用者についてこれが適用される、そういうことで、安定所を中心にして再就職をされるよう協議をしておりますので、それで金般的に対象にあります。しかし、その二年間で出された方が再就職されるまでのものは用奨励金を事業主に渡すというわけにはいきませんが、現在失業されておる方が昨年四月一日以降の離職者で就職された方について、四月一日から雇用奨励金を事業主に渡すというわけになります。なお、今まで就職された方についてこれが適用される場合には、雇用主に対して雇用奨励金が渡される、こういうことがあります。なお、今まで就職された方で二、三ヵ月後離職されたとか、その後雇用の不安定のために離職された方があります。そこで、この適用が再就職される場合には、これの適用があるというふうに考えております。

○五島委員 同一条件で離職し、苦しいお年寄りに対する施設として二つある職した者に対する施設として二つあるうと思ふのです。三十七年四月一日以降に離職されてもうすでに就職した者がある。しかも就職できなかつた人がある。そしてそれらは、今後労働省職安の働きによって円滑に就職できるようにならざるを得ない。そこでそれらは、一度離職され何ヵ月か失業されて、そして職安の紹介によって就職した人にもこれが適用されるものである、しかも今後就職される人にもこれが適用されるものである、こういうふうにわれわれは考へるわけでござりますが、その点は、私の考え方と同様であるかどうか

うことがいいのではないかと思います。ところが、雇用促進事業団の中に職者懇談会等々が設けられておりまして、お互いに了解し合った業務方法書を作成して、万全の措置を講ずるといふことがいいのではないかと思います。ところが、雇用促進事業団の中に職者懇談会等々が設けられておりまして、お互いに了解し合った業務方法書を作成して、万全の措置を講ずるといふことを明瞭にしてもらいたい。

○三治政府委員 この四月一日に施行になりますと、四月一日前に就職された方については、その雇用主に対してもこの四月一日以降雇用奨励金を出すわけにはいきません。これは安定した職場に就職された方、たとえば十月に就職された方について、四月一日から雇用

一番円滑な方法を講ずる意図がありやいなやといふことについて質問をいたしました。

○三治政府委員 この金属鉱山の離職者対策懇談会は、再就職促進のための打合会でございますので、業務方法書改正の前に、こういう内容でこういうふうな業務方法書の改正の取り扱いをするということは、十分趣旨を御説明する予定にしております。なお、雇用促進事業団の方の協議会その他についても、事業団をしてこういうふうな業務方法書の改正というものにつきまして十分御説明して了解を得る、そういうことで業務方法書の改正を正した上で、十分仕事がそつなくできるように措置

お広範囲にわたるのではないか、こういうふうにも思われますから、この計画を再審議をして、その地域を拡大するよう検討される意図があるというふうに三治さんは言われたようですが、その点について御答弁を願いたいと思います。

○三治政府委員 現在十九カ所でございますが、それについて、今後同様な事態が出れば、時機を逸せず指定していきたいというふうに考えております。

○五島委員 わかりました。それでは他の問題にも伺いたいことがいろいろありますけれども、まだなお質問者がござりますので、ただいまは金属労働者の離職に伴うところのこの法律の二条か三条の一部改正の問題のみにしほって質問をしたわけですから

やつておるというふうに考えております。それから労使を集めての連絡協議の場も、昨年のこの答申の出ましたあとと、労使、公益を含めまして、これは法律に基づくものではございませんが、再就職の相談をする懇談会を設けてございます。それから公共事業その他問題や現地における事情につきましては、種々関係市町村からも陳情を受けております。従いまして、ここに中間答申でありますので、今後とも御相談に応じて、関係各省協力していろいろの対策に努めていきたいというふうに考えております。従いまして、ここに

お広範囲にわたるのではないか、こういうふうにも思われますから、この計画を再審議をして、その地域を拡大するよう検討してもらいたいということですが、その点について御答弁を願いたいと思います。

○三治政府委員 現在十九カ所でございますが、それについて、今後同様な事態が出れば、時機を逸せず指定していきたいというふうに考えております。

○五島委員 そうすると、広域職業紹介の地域は十八カ所ござりますが、それについて今度の金属鉱山の関係はな

れに準じてというふうに書いてある趣旨

を尊重いたしまして今回提案した、こ

ういう関係でございます。

○井堀委員 答申の中の訓練手当を特

に配慮しておると言われております

が、幾ら訓練手当を増額いたしましたか。それから技能習得手当及び別居手当を支給せよといつておりますが、これは金額で一体どの程度のものをどう

いうふうに差し上げようとしておりま

すか、具体的に伺っておきたい。

○三治政府委員 訓練手当につきま

しては、三十七年度では一日三百円、技

能習得手当は一日七十円、別居手当が

三千六百円、今度三十八年度になりますと、訓練手当、技能習得手当を含めまして、月額一万二千五百五十円になります。中身は、訓練手当が、今度は休日も入れて一日三百六十円、それから技能習得手当は、出席日数に応じて一日七十円、別居手当の三千六百円も同じでござります。

○井堀委員 来年度は多少増額しよう

というのであります。この答申の趣

旨は、私はこういうふうに読んでおる

のです。その見解をもう一つ伺つてお

こうと思います。この答申の中で非常

に重視しておるのは、いわば政府の政

策の転換あるいは社会的な影響に伴

う、労働者の負うべき責任の全くない

事柄による犠牲であるから、その措置

についてもかなり積極的に、たとえば

ここにあります文章を見ますと、「政府

は格段の配慮を払うべきだ、という言葉を使つておる。格段というのははどう

いうことになるか。それから「鉱山離

職者の特殊事情」の問題については、

もちろん中高年令層の労働者が非常に

多いということ、それから他に転職す

る場合における熟練労働、あるいはそ

れに準じてというふうに書いてある趣旨

を尊重いたしまして今回提案した、こ

ういう関係でございます。

○井堀委員 答申の中の訓練手当を特

に配慮しておると言われております

が、幾ら訓練手当を増額いたしましたか。それから技能習得手当及び別居手当を支給せよといつておりますが、これは金額で一体どの程度のものをどう

いうふうに差し上げようとしておりま

すか、具体的に伺っておきたい。

○三治政府委員 訓練手当につきま

しては、三十七年度では一日三百円、技

能習得手当は一日七十円、別居手当が

三千六百円、今度三十八年度になりますと、訓練手当、技能習得手当を含めまして、月額一万二千五百五十円になります。中身は、訓練手当が、今度は休日も入れて一日三百六十円、それから技能習得手当は、出席日数に応じて一日七十円、別居手当の三千六百円も同じでござります。

○井堀委員 来年度は多少増額しよう

というのであります。この答申の趣

旨は、私はこういうふうに読んでおる

のです。その見解をもう一つ伺つてお

こう思います。この答申の中で非常

に重視しておるのは、いわば政府の政

策の転換あるいは社会的な影響に伴

う、労働者の負うべき責任の全くない

事柄による犠牲であるから、その措置

についてもかなり積極的に、たとえば

ここにあります文章を見ますと、「政府

は格段の配慮を払うべきだ、という言葉を使つておる。格段というのははどう

いうことになるか。それから「鉱山離

職者の特殊事情」の問題については、

もちろん中高年令層の労働者が非常に

多いということ、それから他に転職す

る場合における熟練労働、あるいはそ

れに準じてというふうに書いてある趣旨

を尊重いたしまして今回提案した、こ

ういう関係でございます。

○井堀委員 答申の中の訓練手当を特

に配慮しておると言われております

が、幾ら訓練手当を増額いたしましたか。それから技能習得手当及び別居手当を支給せよといつておりますが、これは金額で一体どの程度のものをどう

いうふうに差し上げようとしておりま

すか、具体的に伺っておきたい。

○三治政府委員 訓練手当につきま

しては、三十七年度では一日三百円、技

能習得手当は一日七十円、別居手当が

三千六百円、今度三十八年度になりますと、訓練手当、技能習得手当を含めまして、月額一万二千五百五十円になります。中身は、訓練手当が、今度は休日も入れて一日三百六十円、それから技能習得手当は、出席日数に応じて一日七十円、別居手当の三千六百円も同じでござります。

○井堀委員 来年度は多少増額しよう

というのであります。この答申の趣

旨は、私はこういうふうに読んでおる

のです。その見解をもう一つ伺つてお

こう思います。この答申の中で非常

に重視しておるのは、いわば政府の政

策の転換あるいは社会的な影響に伴

う、労働者の負うべき責任の全くない

事柄による犠牲であるから、その措置

についてもかなり積極的に、たとえば

ここにあります文章を見ますと、「政府

は格段の配慮を払うべきだ、という言葉を使つておる。格段というのははどう

いうことになるか。それから「鉱山離

職者の特殊事情」の問題については、

もちろん中高年令層の労働者が非常に

多いということ、それから他に転職す

る場合における熟練労働、あるいはそ

れに準じてというふうに書いてある趣旨

を尊重いたしまして今回提案した、こ

ういう関係でございます。

○井堀委員 答申の中の訓練手当を特

に配慮しておると言われております

が、幾ら訓練手当を増額いたしましたか。それから技能習得手当及び別居手当を支給せよといつておりますが、これは金額で一体どの程度のものをどう

いうふうに差し上げようとしておりま

すか、具体的に伺っておきたい。

○三治政府委員 訓練手当につきま

しては、三十七年度では一日三百円、技

能習得手当は一日七十円、別居手当が

三千六百円、今度三十八年度になりますと、訓練手当、技能習得手当を含めまして、月額一万二千五百五十円になります。中身は、訓練手当が、今度は休日も入れて一日三百六十円、それから技能習得手当は、出席日数に応じて一日七十円、別居手当の三千六百円も同じでござります。

○井堀委員 来年度は多少増額しよう

というのであります。この答申の趣

旨は、私はこういうふうに読んでおる

のです。その見解をもう一つ伺つてお

こう思います。この答申の中で非常

に重視しておるのは、いわば政府の政

策の転換あるいは社会的な影響に伴

う、労働者の負うべき責任の全くない

事柄による犠牲であるから、その措置

についてもかなり積極的に、たとえば

ここにあります文章を見ますと、「政府

は格段の配慮を払うべきだ、という言葉を使つておる。格段というのははどう

いうことになるか。それから「鉱山離

職者の特殊事情」の問題については、

もちろん中高年令層の労働者が非常に

多いということ、それから他に転職す

る場合における熟練労働、あるいはそ

れに準じてというふうに書いてある趣旨

を尊重いたしまして今回提案した、こ

ういう関係でございます。

○井堀委員 答申の中の訓練手当を特

に配慮しておると言われております

が、幾ら訓練手当を増額いたしましたか。それから技能習得手当及び別居手当を支給せよといつておりますが、これは金額で一体どの程度のものをどう

いうふうに差し上げようとしておりま

すか、具体的に伺っておきたい。

○三治政府委員 訓練手当につきま

しては、三十七年度では一日三百円、技

能習得手当は一日七十円、別居手当が

三千六百円、今度三十八年度になりますと、訓練手当、技能習得手当を含めまして、月額一万二千五百五十円になります。中身は、訓練手当が、今度は休日も入れて一日三百六十円、それから技能習得手当は、出席日数に応じて一日七十円、別居手当の三千六百円も同じでござります。

○井堀委員 来年度は多少増額しよう

というのであります。この答申の趣

旨は、私はこういうふうに読んでおる

のです。その見解をもう一つ伺つてお

こう思います。この答申の中で非常

に重視しておるのは、いわば政府の政

策の転換あるいは社会的な影響に伴

う、労働者の負うべき責任の全くない

事柄による犠牲であるから、その措置

についてもかなり積極的に、たとえば

ここにあります文章を見ますと、「政府

は格段の配慮を払うべきだ、という言葉を使つておる。格段というのははどう

いうことになるか。それから「鉱山離

職者の特殊事情」の問題については、

もちろん中高年令層の労働者が非常に

多いということ、それから他に転職す

る場合における熟練労働、あるいはそ

れに準じてというふうに書いてある趣旨

を尊重いたしまして今回提案した、こ

ういう関係でございます。

○井堀委員 答申の中の訓練手当を特

に配慮しておると言われております

が、幾ら訓練手当を増額いたしましたか。それから技能習得手当及び別居手当を支給せよといつておりますが、これは金額で一体どの程度のものをどう

いうふうに差し上げようとしておりま

すか、具体的に伺っておきたい。

○三治政府委員 訓練手当につきま

しては、三十七年度では一日三百円、技

能習得手当は一日七十円、別居手当が

三千六百円、今度三十八年度になりますと、訓練手当、技能習得手当を含めまして、月額一万二千五百五十円になります。中身は、訓練手当が、今度は休日も入れて一日三百六十円、それから技能習得手当は、出席日数に応じて一日七十円、別居手当の三千六百円も同じでござります。

○井堀委員 来年度は多少増額しよう

というのであります。この答申の趣

旨は、私はこういうふうに読んでおる

のです。その見解をもう一つ伺つてお

こう思います。この答申の中で非常

に重視しておるのは、いわば政府の政

策の転換あるいは社会的な影響に伴

う、労働者の負うべき責任の全くない

事柄による犠牲であるから、その措置

についてもかなり積極的に、たとえば

ここにあります文章を見ますと、「政府

は格段の配慮を払うべきだ、という言葉を使つておる。格段というのははどう

いうことになるか。それから「鉱山離

職者の特殊事情」の問題については、

もちろん中高年令層の労働者が非常に

多いということ、それから他に転職す

る場合における熟練労働、あるいはそ

れに準じてというふうに書いてある趣旨

を尊重いたしまして今回提案した、こ

ういう関係でございます。

○井堀委員 答申の中の訓練手当を特

に配慮しておると言われております

が、幾ら訓練手当を増額いたしましたか。それから技能習得手当及び別居手当を支給せよといつておりますが、これは金額で一体どの程度のものをどう

いうふうに差し上げようとしておりま

すか、具体的に伺っておきたい。

○三治政府委員 訓練手当につきま

しては、三十七年度では一日三百円、技

能習得手当は一日七十円、別居手当が

三千六百円、今度三十八年度になりますと、訓練手当、技能習得手当を含めまして、月額一万二千五百五十円になります。中身は、訓練手当が、今度は休日も入れて一日三百六十円、それから技能習得手当は、出席日数に応じて一日七十円、別居手当の三千六百円も同じでござります。

○井堀委員 来年度は多少増額しよう

というのであります。この答申の趣

旨は、私はこういうふうに読んでおる

のです。その見解をもう一つ伺つてお

こう思います。この答申の中で非常

に重視しておるのは、いわば政府の政

策の転換あるいは社会的な影響に伴

う、労働者の負うべき責任の全くない

事柄による犠牲であるから、その措置

についてもかなり積極的に、たとえば

ここにあります文章を見ますと、「政府

は格段の配慮を払うべきだ、という言葉を使つておる。格段というのははどう

いうことになるか。それから「鉱山離

就職の機会を拡大していこうという考え方でありますことは、私どもも理解できるわけです。そこで、ここでは「炭鉱離職者対策に準じた対策を早急に樹立する必要がある」と結んでおるわけでありますし、世論も比較的範囲が狭いということはやむを得ぬと思うのであります。しかし、質的には全く同一であることは言うまでもないであります。

そこで、私は具体的にお尋ねいたしたいと思いますのは、三百円を三百六十円に増額いたしましても、せっかく訓練の機会を与えても、訓練の期間中の生活の保障ができなければ事实上から回りするわけです。初年度は三百円、今度三百六十円で一体この精神が満たされるというふうにお考えでありますようか、それとも何か他に訓練中の生活の保障をお考えになつておるのですか。この問題に対する考え方をこの機会に承っておきたいと思います。もちろん、ここでは金額を幾らくらい出した方がいいということは言つておりませんが、私が重視いたしますのは、特別な配慮、そして訓練中の生活の安定をはかれということを言つています。これは他にも影響してくると思う。ですが、一体労働省は訓練期間中の生活の安定、金額で言えば三百六十円、備がなければ、局長がかわって答えておきたいと思いまして、次官に準備がなじことかもしませんが、こういったことですので、ぜひ労働大臣から伺つておきたいと思います。

この点の見解を、これは政策に関連いたしますので、ぜひ労働大臣から伺つておきたいと思います。

とわれわれ論議し合つておく必要がありまし
たという事務当局のお答えを私は聞こうとするの
ではない。そういう政府の考え方がもし許されるとするな
らば、われわれは他の場合においても論議しなければならぬと思
う。答申案といふものは、決して形式を整えればいいといふのではなくて、ここは實質を尊重しての答申だと思う。このところははつきり伺つておきたい。

○三治政府委員　この職業訓練手当、技能習得手当、別居手当は、この答申が出るまでには非鉄金属離職者にはなかったわけあります。これを昨年の十二月に、石炭離職者に対する訓練手当、技能習得手当、別居手当と同額にしたわけであります。それが今度、三十八年度においては同じように値上げした、こうしたことでございまして、石炭にとられておったのを昨年十二月から非鉄金属に適用した、だからこれは同格になったわけであります。それから三十七年度にやつておりますのからどれだけ上がつたかという問題になりますと、三十七年度では、石炭、非鉄に訓練手当としては七千五百円になつておるので、三十八年度は月額一万二千五百五十円と、相当の増額になります。なお、これにつきまして、今度の失業保険法の改正におきましては、失業保険受給者につきましては、失業保険受給中に訓練所に入れば、失業保険にプラス技能習得手当が全員につきます。なお、三百六十円に満たない失業保険受給者については、その差額を失業保険の方で出して、失業保険受給者に払はれるのは最低三百六十円に改正する予定で

ござります。そういうふうに考へております。
○井畠委員 結果をあなたが報告せられた
予算措置並びに失業保険法の改正で、
再訓練の措置としては大幅に拡大強化
したというふうに考へております。
かく次官が大臣にかわって答弁しようと
張り切つておられるから、三百六十
円で一年の訓練期間中生活の安定がで
きると思っていらっしゃいますが、そ
の点一つ伺つておきたい。できぬれば
ども仕方がない、この程度だといふ
か、予算がないからやれぬというの
か、予算はあるけれどもこれで食える
というのか。この点は、これはこうう
ましたとということを聞いているのじゃ
ないのです。答申は生活の安定といつ
ているのです。しかもこれは特殊な事
情だ、しかも政策の転換によるいわれ
なき犠牲なんだから、その犠牲を救う
といふのが前提なんだ。だから、その
期間中の生活の安定ができる金額とい
うものであつて、初めてこの答申にこ
たえる忠実な道だと思う。それが違つ
ているなら違つてるとおっしゃつて
下さい。それを聞いてる。

職者で訓練所に入つて訓練を受けらる方々の大部分が失業保険の受給者あります。失業保険の受給者であつて、この一万二千五百五十円は最低限度であつて、失業保険の受給者につきましては、これ以上にその失業保険へ金額とプラス・アルファになるから、相当な金額がもらえることになるものゝ思います。

なお、職業訓練手当につきましては、現在の失対諸事業に働いておらむる就労者の月の所得との関連を見ましたことであつて、これで生計の安定云々といふ問題については、いろいろ議論はあるうかと思ひますが、現在の失対諸事業に働いておらむる方の金額もこれと大差ないわけですがあります。そういう意味におきまして、あまり格差もつけられません。全体全体の水準としては、最低としてやむを得ないものだとさうふうに考えております。

○木堀委員 そんなことを聞いているのじやないです。私がお聞きしているのは、失業保険にいたしましても、今の失業保険の率は低いから、それでも生活は下がるのである。だから失業保険が切れた後の問題もあるが、失業保険をもらっておっても足りないのである。だから、私はあなたにそういうことを聞いているのじやない。それはぐらいいことは私も知っている。私が聞いておるのは、答申案の中で生活の安定をはかれといつておるのだが、失業保険で生活の安定をはかれというのではないのです。私はそう思つた。だから

訓練中の生活の安定をはかれといふ答申の精神を、政府はどう受け取つておられるかということを聞いておる。失業保険をやつて、そのほかに三百六十円やれば生活の安定が保障できるなんて、どこにもいっておりません。そんなことにやなくて、私が今伺つておきたいのは大事なことなんです。こういう答申はほかの場合にもあります。そんなことうのものは、これでいいというふうに考へになつておるのか、少ないけれどもいろいろな事情で工合が悪いとどうの、その辺を聞いておる。だから労働省は、こういう場合の生活の安定にお考へになつておるのか、少ないけれどもいろいろな事情で工合が悪いとどうの、その辺を聞いておる。だから局長はそれ以上の答弁はできぬでしようから、大臣にかわつて次官の見解を伺つておこうというのには、要するにそういう意味なんです。

審議会の答申を十分に尊重いたしまし
て、「——十分にと言つておるのです。
一体十分とは何かということを聞いて
おるのです。今後もこういうことがあ
り得ると思ひます。しかも答申案を見
ますると、一番力を入れておるのは雇
用の安定の問題なんです。これは言う
までもないことなんです。常識なんで
す。しし營々として、永久にそこにい
わゆる生活の安定を求めて働いており
ます労働者が、しかも貿易自由化とい
う国の大きな政策転換のための犠牲、
その犠牲者に対する特別な配慮をし
なさい、さらにそれに加えて、こうい
う人たちが他に転職する道を選ぶのに
は職業訓練の道が要するに適當だと思
う、訓練中における生活の安定——あ
なたは、今の御答弁によりますと何と
かやつていただけるであろう、そんなど確
定なことを言っておるのではないので
す。きわめて明確に答申をしていく。
訓練期間中の生活の安定をはかるため
に職業訓練手当を支給しなさい、こう
言つておるのです。ただ職業訓練手當
を出しなさいというだけなら、三百円
を三百六十円でもよろしいでしょ。
しかし、その前段にあります生活の安
定をはかるためという規定があるので
す。だから、そこで生活安定とはこの
場合、政府は三百六十円という考え方
が動かぬのであるかあるいはそれは
三百六十円に上げることによつて満た
されるというお考えであるとするなら
ば、これはやはりわれわれとしては、そ
れでは生活の安定はできぬけれども、
国の財政上どうにもならぬからという

従来用いられた御答弁か、あるいはそれではなくては、出せるけれどもこれでやつていいけるというのか、ここら辺の問題は非常に大切なことです。ただ議論のための議論をしているのではないかで、要するに、こういうものに対する政府の基本的な考え方をこの機会に明確にいたしたいから伺つておる。ですから、一つこれをはつきりしていただきたいと思う。まさか、三百六十円にすれば生活の安定ができるなどとお考えではないと思うから聞いておる。明確に答弁して下さらないと質問の意味がありません。

下回らない手当であるということとでなければ一貫しないのです。もしそういうお考えであるとするならば、自由民主党的労働政策というものは首尾一貫あるのかということを疑うのであります。そういう意味で実はお尋ねしたのですが、次官はどうも不得要領の答弁で、正確な答弁がいただけぬるものとして、残念ながらまたいつかの時期に大臣の出席を求めて、この点だけは明らかにいたしたい。一応保留をいたします。

もう一つだけ聞いておきたいことがあります。問題は、この法案の中で二年間の时限立法としている。二年といふ見通しは、これはやはり政策の基点をなすものであると思う。これは政府の政策のあり方をただしていくために非常に重要な点だと思つて、伺つておきたいと思います。これは議論をする余地のある非常に重大な点だと思うのであります。一体一年というのは、これも答申の線とはかなり離れた線だと思つておられるのですけれども、一応二年と押えられたのはどういう根拠に基づいておるのか、一つ伺つておきたいと思います。

○三治政府委員 三十八年度、九年度で大体通産省とも連絡し、各関係業界とも連絡したところ、貿易自由化に対処できるという大勢でござります。なお、二年間とありますけれども、実質は本年度の四月一日にさかのばる、すなわち昨年の四月一日以降の離職者に適用するということになりますので、三年間の離職者に対して処置する、し

かも二十九年度が過ぎた後までもそぞろに離職者がある限りにおきまして、この再就職される措置が有効である、こということでありますので、離職者の生きの状況がそれで一応結果がつくと法にしておりますが、しかし、実際の進行過程において長引くといふような事態、同じような事態が続くことになれば、当然再考の余地があると考えるものであります。

○井堀委員 これは事務当局の御答を得て私は満足するわけにいかぬ。ところは、これは今後の他の政策とも重大な関連を持つことなので、貿易自由化に伴う問題は金属工業だけではない、他にも非常に大きく響いてくるのであります。その場合に、二年とか三年とか、そういう見通しを立てるということは、政策全体の上に根柢のあるものでなければならぬ。それを、事務当局から伺つた答弁でいいと思うわけにはいきません。次官のさつきの答弁で伺いたいのですが、同様のこととでありますから無理な答弁を求めようと思いません。いずれ責任ある大臣の出席を得てこの二点も伺っておきたいと思います。

きょうは何か大へん時間がないようありますから、お約束に基づきまして、以下保留といたします。

○秋田委員長 これにて雇用促進事業団法の一部を改正する法律案について申出があるのであります、別に申し出もあるの質疑は終局いたしました。

りませんので、直ちに採決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○秋田委員長 御異議なしと認め、改定する法律案について採決いたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○秋田委員長 起立総員。よつて、案は原案の通り可決すべきものと決ました。

ただいま議決いたしました本案についての委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいといたしますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○秋田委員長 御異議なしと認め、のように決しました。

○秋田委員長 労働関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。田邊誠君。

○田邊（誠）委員 労働大臣がお見えございませんから、まずもって事務的な現状把握、数字等の問題について労働省の当局並びに公労法適用下におけるところの現業、公社の人事担当方々に質問をしていただきたいと思ふです。

御承知の通り、ただいま公労協を中心とするところの賃金引き上げの運動が展開をされておるわけでありますけれども、事態はきわめて深刻な状態に立ち至っております。今回の公労協も

中心とするところの賃金引き上げの要求というものが、昨年からの物価値上げ等によるところの生活苦に基づく実質的な賃金を六千円引き上げてもらいたい、こういう要求に基づくものでございますが、昨年来要求に基づいて、三公社五現業の各当局との間における団体交渉が行なわれて参りましたけれども、一月の十一日以降において当局から、公労協傘下の組合に対してそれぞれ回答がなされましたけれども、これが事実上のゼロ回答にひとしいものでございまして、しかもこの回答をいたしました直後において、それぞれの当機関の公労委の調停に付すべきであるという意見のもとに、一方的な調停申請を行ない、三月五日の公労委総会においてこれが受理をされまして、以降七日から今日に至るまで調停委員会が開かれておるわけでございます。

て、またその他の事情を勘案してきめなければいけないというふうな規定がございまして、私ども組合からの要求に対しまして、その三点を中心いたしまして検討して参ったのであります。が、現在の賃金ベースは昨年の四月に改正いたしたのでありますけれども、その後におきまするいわゆる物価といふようなものはどうかと申しますと、われわれの検討しました点では、物価の上昇といふものは三・二%であった、それから民間賃金指数は三%上がったというような結果が出ておりま。す。今度はもう一点、公務員との比較はどうかということになりますが、われわれの方といたしまして、昨年公務員の賃金ベースは七・八%上がったのでありますけれども、それにいたしましても、まだわれわれの郵政職員の俸給は低くはないというような認識に立ちまして、組合に回答をしたような次第でござります。

○田邊（誠）委員 それでは電電の本多職員局長さんの方は、一体どういうふうになつておられますか。

○本多説明員 お答え申し上げます。ただいま郵政なり国鉄なりからお答えになった数字と、私ども同じでございますが、私どもの方と組合とのいろいろな対立点を調停の方に出したのでござりますが、民間の給与というのをそれはどの論点ではございませんでした。が、物価の上昇の問題、国民所得の伸びあるいは公務員の人事院勧告、そういうような点が重点でございまして、私ども物価の上昇は認めておりますけれども、上昇傾向といふものも昨年に比してやや鈍つておるのではないかと思っております。これは組合との間にいろいろ論争もございましたが、定期昇給等もあって、実質賃金といふものは、長期的に見ますと決して下がっているものではない、そういう観点から申ししたわけでございます。また人事院勧告の公務員との関係につきましては、先ほど労働省からお話があつたと同じような、これは公務員の方が昨年の春闘と申しますか、これで公労協関係の賃金に追いついたといふうな政府のお話でございますので、私ども、そういうふうに私ども回答したわけでござります。また公社の財政におきまでも、そういふ公務員なり、民間なりを含めての全体の視野に立つての政府のお話がやはり正しいと考えますので、そういうふうに私ども回答したわけでござります。また公社の財政におきましても、決して負上げのできるような状況でございませんので、支払い能力という点からできない、そういう点を

いろいろ総合的に勘案をいたしました
て、十二日の回答をいたしたい次第で
ござります。

○田邊(誠)委員 それぞれ御出席の當
局から一応お話をございましたけれど
も、まず郵政の人事局長のお話により
ますと、昨年の公務員給与との関係
や、民間賃金との関係、物価指数との関
係、いろいろお話がございましたけれど
ども、これはきわめて粗雑な比較論で
ありますて、これは政府のどなたにお
聞きをしたならば、正鵠を得られるか
わかりませんけれども、必要があれば
経済企画庁でも呼んでいただくことに
なるうかと思いますが、まず第一に、
消費者物価の値上げというの、一体
どういう権威ある算定によって、どの
時点で三・三%という基準をあなたの
方はお出しになつたのですか、その資
料を御提示いただきたいと思います。
それから民間賃金の三%というのも、
一体どことどこの産業の賃金をあなた
の方は目されて、三%の賃金引き上げ
になつておると認識をされたのか。こ
んなでたらぬな話をわれわれ国会の場
で聞くのでは、はなはだ困るのであり
まして、政府の機関の発表によるところ
の物価の問題や全産業、あるいは製
造分野におけるところの賃金の上昇と
いう問題については、それぞれ私ども
は確かめておるつもりでございますの
で、まず数字を明らかにされた郵政當
局の、これに対する権威あるところの
根拠をお聞きしたいと思います。

○増森政府委員 お答え申し上げま
す。消費者物価指数につきましては、
総理府統計局のものを基礎にしており
ます。

○田邊(誠)委員 いつのですか。
○増森政府委員 昭和三十七年四月から十二月までをとっておりまます。そしたら民間賃金指数につきましては、労働者発表のものでございまして、規範五百人以上のものをとっております。
○田邊(誠)委員 それで公務員との給与の差というのは、今度公務員給与が上がりましたけれども、これでなおかつあなたの方は差がないというか、差が生じていないという御認識のようですがございますが、一体郵政という現業、これは電電や国鉄にも当てはまることがありますけれども、これの給与といふものが、非現業なりの一般的の公務員とたゞ簡単に単純なベースの差、比較だけではあって、判定をすべきでないということは、あなたは人事局長だから御存じのことだと思うであります。昨年あなたの方は仲裁裁判に従つたわけですねども、その際仲裁裁判を実施して、
一昨年の人事院勧告によるところの公務員の給与との差がなくなつた、こういう公労委の見解にあなたの方は従わねたわけですから、今回公務員の給与の改善によって、差が生じてきておるということは当然な話でありますけれども、昨年とそういった認識の錯覚が何があるようありますけれども、その点、一体どういうことでございましょうか。

つきましては、これはもちろん違うと
いうことで、外務職員等はおおむね千
三百円から高いのですが、普通の内勤
職員、郵政職員の普通職でございます
が、それをとって初任給を比較いたし
ましても、一般公務員が七・八%上が
りましたが、まだ私の方が高いという
結論が出ております。

○田邊(誠)委員 大臣がお見えござ
いますから、一つ前段は抜きにいたし
まして、公労協を中心とした質上げ問
題は非常に重大なる段階に入りつつあ
ることは、大臣御承知の通りござい
ます。いろいろな面で実は政府当局も
これに対しても苦慮されておると、私は
きわめて好意的に判断しておるのであ
りますけれども、一体この公労協の質
上げ問題に対して政府は——二月十二
日以降において三公社五現業のそれぞ
れの回答がございましたけれども、今
事務当局にいろいろお聞きしておる範
囲においても、この回答の内容なり、
あるいはまたその前後におけるところ
の交渉の状態なりといふものが、万全
であるとは言いがたいと私は思うので
あります。大臣は自主交渉にまかして
おると言われるかもしれませんけれども
も、しかいすれにしても、そういう
事態において調停委員会が非常に難航
しておる。これは全労系の組合は応じ
ておりますけれども、事実問題とし
て、公労協傘下の適用職員の非常に
多い組合は、これに応じていないとい
う状態であります。そういう事実問題
の認識の上に立って、一体政府はこの
実態を解決するために、いかような態
度と御熱意をお持ちであるか、これが
お伺いしたい一番目の点であります。
この点に対して大臣は経緯を十分御存

じの通りでありますから、その点は省いていただきますけれども、今日ただいまの政府のこれに対するところの態度、対処の仕方について、一つこの際お伺いしておきたいと思うのでござります。

いたしましては、三公社五現業の当局側の一方的な申請によりまして、調停手続が開始をされておるわけでござります。この調停手続の開始は、団体協約に基づく使用者側の権利として申し立てられたものでございます。また調停委員会が、すでに法律に従つて手続を開始いたしております。組合側からは、すみやかに仲裁手続に移行するよういたしたいという申し出もいただいておるのでござりますが、しかしながら仲裁手続が始まりましても、やはりこれを取り扱う機関は公労委でございまので、やはりこの問題の最終的結論をできるだけ早期に、また上手に打ち出すためには、公労委の立場も考え方、公労委の委員の方々の、この問題に対する気持というものを考える必要があるのではなからうか。そしてただいま公労委の諸君のお気持としましては、これは私は新聞等の伝えるところを聞いたことでございますが、熱意を持ってこの問題を処理したいというので、せつかく今取り組んでおられるところであり、しかも取り組んだばかりの段階でございますので、労働省といたしましては、いましばらくこの問題は、公労委の手におまかせすることが適当ではなかろうか、かように感じておる次第でござります。

ございましょう。私も形式的な面におけるところの手続が誤つておるといふような、あるいは間違つておるといふような、こういう質問をいたしておるのでないであります。しかし今公労委が調停を発足させて、第一回の聴取が行なわれておるというさなかであることも認識いたしながら——これはいろいろな考え方なり見方の相違はござります。しかしいずれにしても大半の組合員を擁する公労協傘下の組合は、この事情聴取に応じていないと、いう現実の姿があるわけでございます。私はこの事実問題というのではなくて、私はそれに対して批判の意見もあるらしく思ひますし、あるいはまたこれが拒否をしておる原因というものは、自分主交渉を積み重ねてやるべきであるという、こういう基本原則、あるいは公労委の兼子会長の昨年の「自主交渉を望む」というお話をから見た場合に、三公社五現業の当局が、これに対するところの方策と熱意をお持ちでなかった、こういう面からの批判もあるうと思ふのです。私はそれぞれの見方が現実の問題としてはあると思うのでありますけれども、しかし公労協は、この賃金問題を早期に解決したいという熱望のもので、私はそれが現実の中ではあると見てよいと思いますとところでは、間近く次の実力行使の計画もあるというようにわれわれは承知をしている事態の中でございますので、そういう事態の中でござりますので、それならば突き詰めて、筋道が間違つていいからその通り進んでいけばいい話もございましょうし、昨年までの公

労委の調停が進行して参りました。われは承知をいたしておりますから、そういう點で、静かに事態をなめておればいいではないかという、いろいろ論議も私はあらうかと思うのですがありますけれども、しかし私は、少なかつも大橋労働大臣と別の機会に、組合の諸君がいろいろ余見をいたします際にも、お会いをいたしておわけでもありますけれども、政府がこの問題に対して、やはり統一的な見解を今まででござります。これは黒金官房長官の口を通じてみしても、これに対するところの政府の何らかのサゼスチョンなり、というものが、各当局に与えられますけれども、政府がこの問題に対しても、何といっても一つの責任あるところの立場の上に立って、早急な解決への善処というものが望まれなければならぬ、こういうことが一般的な見方であろうと私は思います。私自身もまたそういう観点で、大臣のこれに対する急ぎな対処の仕方を迫つての質問でございます。公労委が自主的な立場に立つて、それに対する裁断を下すということに対して、政府が圧力をかけることの是非等の問題も、これはもちろんあるうと思いますが、私どもはそれが望まれるのではないか、こういうのが私は国民の側から見た場合における一つの見方である、こういう府の何らかの腹がまえと、方策というものが思われるのではないか、こういうように思うのでありますと、その上に

立って、一体当面の窓口であり、責
者であるところの労働大臣として、
の事態の解決のため、一段と乗り出
てもらう。乗り出すという意味は、
いろいろあらうと思いますけれども、
あるいは具体的な、あるいは精神的な
いろいろな意味合いがあらうと思いま
すけれども、そういう考え方など、政
府の積極的な前向きの態度が、この段
階においてあることを私どもは期待す
るけれども、一体大臣がそれに對して
何らかの考え方があるかないで、あるか
どうか、再度お伺いいたしたいと思いま
す。

うな努力をいたしております際に、それは実を結ぶことは不可能だと認め込んでしまうということは、いかがなものであろうか、かのように思うのでござります。ことに、これを仲裁に移しました場合において、仲裁手続の中核となるのは、やはり同じ公労委そのものでございます。従いまして私は現在の段階におきましては、結局この仲裁が成功するか不成功に終わるか、それについて公労委自体がある程度の一結論とまでは申しませんが、ある程度の見通しをみずから出す段階までは、労働省としてはこれをまかせておくことがこの際よろしいのではないか、これが私の考え方でございます。

外規定とは申しませんけれども、本来の姿ではないだろう、緊急の事態でござりますから。必ずしもその点を強調するわけではございませんけれども、しかし政府がこれに対処する道といふのは、法律的な意味合ばかりではなく、法律的にも残されておりましょう。けれども、そればかりではないものが、当然あるはずであろうと私は思うのでござります。今大臣のお話のように、調停委員会の推移を見てということは、一應私は大臣の話として承りましましたけれども、その推移を見ながら、なつかつ、きょうの時点とは申し上げませんけれども、調停委員会の推移、公労委のいろいろこれに対する態度とともにらみ合わせながら、その上に立ってこの事態の解決のために、政府当局が積極的な対策をお持ちになつていただかなければならぬ状態が、刻々迫ってきてているのではないか、こういうふうに考へるのであります。その点に対しても、当然大臣もさらに一段とこれに臨まれる気持があろうと私は判断をいたすのであります。本日ただいまの時点ではなくてもけつこうでござりまするけれども、さらに一つ近い将来において、間近い将来において、これに対するところの具体的な対処が必要になつてくるという認識の上に立つて、大臣の決意を一つお伺いしたい、こういうのでござります。一つ将来的の展望の上に立つた政府当局の熱意あるところの対策を、あらかじめお聞かせをいただきたい、こういうふうに考えます。

されることを期待いたしております。ことに三公社現業のごときは国の関係としておる事業でござりますので、こうした問題はいろいろな意味から、できるだけ早期に解決さるべきものであるといふことは申すまでもございません。かようなる意味合いにおきまして、この問題を見詰めて参つておるのでござります。今後におきましても労働省としましては、十分事の経緯をつまびらかにしまして、必要な場合には必要な措置をとりたいと考えます。

○田邊(誠)委員 大臣お急ぎのようでありますから、私はくどくどしく申し上げるのを避けますけれども、私の意のあるところも十分お考え合わせいただいたと、私は私なりに判断をいたしますので、その上に立つて一つ事態の推移を正確に判断をされ、これに対する十分な対処をしていただくことを特に要請しておきたいと思ひます。

○吉村委員 関連して。急ぐようですがから、一言だけ申し上げておきたいのを見ましても、政府は労使の紛争については、できるだけ調停期間中といえども、その当事者の直接交渉あるいはその紛争を早期に解決をするために、努力をしなければならないという条項があるわけです。もちろん公共企業体の労働関係については、公共企業体等の労働委員会がございますけれども、労調法のこの第三条の精神は、一般組合法の適用を受ける組合、あるいは公共企

て、政府としては、静観というよりは、も、もつと積極的な前進をするといふ意味において、政府の積極的なあつせんといいますか、そういうことで仲裁なら仲裁に移行をしていくように働きかけをするということが、この場合の解決策としては、実情に沿った方向ではないかというふうに考えますけれども、以上申し上げたような観点からお話を聞いて、大臣はどのように考えておられるか、お伺いをしておきたいと思します。

○田邊(誠)委員 大臣の出席が短いので、問題の突き詰め方が非常にちぐはぐでございますけれども、事態の解決のために、当局の認識をもう少しお聞きをしておきたいと思います。

先ほどいろいろと三当局からお話をございましたが、郵政当局の御説明に私はいろいろと疑問があり、反論をしたいのですけれども、時間がございませんから一応おきまして、今お話のありましたような認識の上に立って、民間、公務員の賃金との比較や物価指数の上昇とにらみ合わせてみた場合に、あなた方のよってきたところの結論というものがおありであるというふうに思うのであります。そういう結果というものが、郵政は二月の十二日でしたかに出されました当局の回答となつて現われたようですが、しますが、この回答といたいものは、今のあなたのお話のありましたような条件を満たすに必要であり、かつ十分な内容であるかどうかというならば、私はきわめて不満足きわまりない内容ではないかと思うのでござります。あなたの方は最高六百円、これはいわば昇給の先食いでござりまするから、昇給の額が今までよりも減っていくという格好の中で、少なくとも五年なり六年たてばゼロになるという、きわめて巧妙であるけれども、内容は空虚な回答をいたしておるわけでござります。これで一体今度の賃金引き上げの組合の要求に対して、十分な回答を与えたというふうに、あなた方は御認識を持っていらっしゃるのですか。増森さんどうなんですか。

は、民間給与あるいは公務員給与、物価、そういうものをながめましても、ことは貨上げの要素が非常に微弱であるという感じをして、あのように

としは貨上げを出したわけであります。

○田邊(誠)委員 微弱だと言うけれども、あなたの方の答弁によつても、少な

くとも消費者物価は上がつておる。民

間の給与は上がっておる。公務員との

差ということを言つますけれども、

これはあなたは非常に認識が足らぬ。

ほかの電電公社や国鉄にお伺いした

のですけれども、一般の公務員とただ

単にベース上の差がない、ということ

もつて、それで足りりと言つたらば、

これは公労法の適用も必要なければ、

いわゆる現業職員という特殊な立場と

いうのもも実は没却される格好です。

そういうことの認識が必要であればこ

そ、労働関係においても公労法とい

う特殊な一般公務員との違いが出て参

る。実際に机の上で仕事をとつておる

だけではない現業職員の立場、特異な

労働条件、困難な労働条件というもの

が加味されて、初めて給与といつもの

の判定になるはずでございまして、そ

ういったことから昨年の仲裁裁定の場

合において、一昨年の人事院勧告に比

較をして実質的な差が生じてきてしまつた。ただ単に金額の問題ではありませ

ん。その特異な性格の中から、実質的

な差が生じてきているという観点に

立つて、仲裁はなされたわけであります

から、ごく常識的に判断をいたし

まして、今回の千五百円から三千五百

円に至る公務員の七%余の引き上げと

いうもので、あなたの方の職員との間に

おける給与のバランスを欠いてきたこ

ういうことは、これはだれしもが常識

的に判断をするところの問題であろう

と思うのであります。これが必要があ

ないというなら、昨年の仲裁裁定はあ

なたは忠実に実行したわけだけれど

も、あの場合におけるところの公務員

賃金との差が縮まつた、こういう仲裁

裁定を忠実に履行したとは受け取れな

いというのに、一般的考え方であろうと

思つてあります。来年のことを考え

合わせてみた場合には、これでもって足れ

りという認識が出てくることは、どこ

から推してもないのじゃないかと考え

るのであります。それなら仲裁裁定が

どういうようになるとからねけれども、

あるいは調停がどういうふうに出るか

知らぬけれども、これに対してあなた

方は大へん御不満でもつて——この六

百円の初任給引き上げで、郵政省の場

合は事実上平均いたしますと八十九円

にしかならない。適用者は五万七千余

ですね。公労法適用組合員がたしか二

十六万人くらいおりますけれども、こ

れでもって賃金を引き上げたというよ

うにあなたの方は想うのですか。物価が

三・八%、一年間に直してみて五・八%

の上昇ですよ。民間の賃金はもつと上

がつているはずです。これは見方の相

違もいろいろありますけれども、そ

ういう状態の中で、これでもって賃金を

引き上げたというあなたの認識とい

うものがあるとすれば、これは大へん

なことですよ。こんなことで五現業三

公社をお預かり願うということは、わ

れわれとしてはきわめて不満にたえな

いのでありますけれども、一体これで

足りりというようにあなた方お考えで

すか。

○増森政府委員 私ども先ほども申し

うことは十分承知しております。従いまして、先ほど申し上げましたのは、同じような職種ということをとつてみて、度合いは別といたしまして、何らかの実質的な賃金の引き上げは必要でないかということは、当然の認識であります。来年のことを考へて、たとえば外務職といったような現業職員につきましても、なおかつ私どもの比較しております数字よりは高まつても、なおかつ若干高い。従いまして、たとえば外務職といつたようなういうように私感じております。

○田邊(誠)委員 昨年の仲裁裁定実施の場合におけるところの論点を私は申し上げたのでありますけれども、そう

いいたことが一体考慮のうちに入つておるのか入つていてないのかといつたのが、さっぱりわからぬ話であります。

おるのか入つていてないのかといつたのが、さっぱりわからぬ話であります

が、現実の問題として、昨年が一応そ

の時点におけるところの、生活を維持するに足る一つの最低の給与であつた

といふように認識をいたしまするなら

ば、単純に民間給与や公務員給与や、

いわゆる消費物価値上げだけを判断を

いたしましても、何らかの引き上げを

するが、当然の処置でしよう。支払

い能力といふ点からいけば、公社の言

うように別ですよ。あなた方は予算上

いろいろ制約があるという時点につい

ては、これは別に私どもは見方をしな

ければならぬと思うのでありますけれ

ども、今お伺いしておる観点に立て

ば、昨年来賃金引き上げをしなくても

いいといふ論拠はどこにありますか。

○田邊(誠)委員 現在の時点ではさよ

う心得です。

○田邊(誠)委員 現在の時点なんとい

う話は、賃上げにありませんよ。これ

は予算上、資金上という問題があれば

別ですよ。しかし賃上げの必要は認め

るけれども、諸種の制約があつて、こ

れは不得ないということであれば別

ですよ。私はあなた方に、何も百ペー

ントものが言えないような格好で

もつて質問してないつもりです。十分

あなたの特殊性といふものを見認めた

た経過を見れば、その認識さえ十分お持ちであれば、今度の場合は、バーセント、度合いは別といたしまして、何らかの実質的な賃金の引き上げは必要でないかということは、当然の認識であります。来年のことを考へて、たとえば外務職といつたようなういうように私感じております。

○田邊(誠)委員 まあ調停、仲裁といふ事態もございますから、一つそう回答を出された時点の中での話として私はもちろん承つておきますが、これに付にかかるおることでもござりますが、私がから断言するということは慎むべきだと思います。

○田邊(誠)委員 これ以上賃上げの必要はない、これをあなたは認識するか

ですが、今後の問題につきましては、調停を受諾するか、仲裁裁定を受諾するか

どちらかということを聞いておるので

すが、今後おることでもござります

か。これから調停、仲裁といふ問題も

あります。

○田邊(誠)委員 まあ調停、仲裁といふ事態もございますから、一つそう回

答を出された時点の中での話として私はもちろん承つておきますが、これに付にかかるおることでもござりますが、これに對するところの再考慮を十分していただかなければならぬではないかと私はべきだと思います。

○田邊(誠)委員 これ以上賃上げは認められませんね。これ以上の引き上げは認められませんね。

○田邊(誠)委員 まあ調停、仲裁といふ事態もございますから、一つそう回

答を出された時点の中での話として私はもちろん承つておきますが、これに付にかかるおることでもござりますが、これに對するところの再考慮を十分していただかなければならぬではないかと私はべきだと思います。

のであります。それで、そういうことに対

して一ぺんの話もなくて、ただ単に現

在の時点ではできない、必要ないと言

う。これはできないのですか、必要な

ことですか。どつちなんですか。

○増森政府委員 たびたび申し上げま

すように、私どもの資料からは、賃上

げをする理由が薄弱である、従いま

して今のところ賃上げということは考え

ておりません。

○田邊(誠)委員 まあ調停、仲裁とい

う事態もございますから、一つそう回

答を出された時点の中での話として私は

もちろん承つておきますが、これに付に

かかるおることでもござりますが、これに

對するところの再考慮を十分していただ

かなければならぬではないかと私は

べきだと思います。

○田邊(誠)委員 まあ調停、仲裁とい

う事態もございますから、一つそう回

答を出された時点の中での話として私は

もちろん承つておきますが、これに付に

かかるおることでもござりますが、これに

對するところの再考慮を十分していただ

かなければならぬではないかと私は

べきだと思います。

○田邊(誠)委員 まあ調停、仲裁とい

う事態もございますから、一つそう回

答を出された時点の中での話として私は

もちろん承つておきますが、これに付に

かかるおることでもござりますが、これに

對するところの再考慮を十分していただ

かなければならぬではないかと私は

べきだと思います。

○田邊(誠)委員 まあ調停、仲裁とい

う事態もございますから、一つそう回

答を出された時点の中での話として私は

もちろん承つておきますが、これに付に

かかるおることでもござりますが、これに

對するところの再考慮を十分していただ

かなければならぬではないかと私は

いにしか當らぬというのです。こんなのが賃上げと言えますか。そういうことで一方的な調停をした。団体交渉はあなた方がどう抗弁されても、事實上は拒否をしておる。こういう立場でござりますだけに、この事態の解決はきわめて困難になって参つておる。できるならば私は、今から思い直して調停を取り下げて、自主交渉をやってもらいたいといふうにすら考えておるわけでありますけれども、そういつた現実の時点の中でさらに論議を深めることは、この際時間の問題があつて避けますけれども、きわめて不誠意な、きわめて実は例年ないような強硬な態度を持って、当局が賃金抑制に右へならえしておるという、こういう事態といふものは、政府当局も責任があるし、労働行政を指導するところの労働省の当局などは、実は大へんな責任があるわけでござりますけれども、そういう事態の中で組合がいろいろと対処いたしておりますさなかに、世論は早く解決をしてもらいたいというよう考へておるさなかに、二月十五日の春闘第一波のいわゆる実力行使といいましょうか、その中でいろいろ職場大會等も開かれたようでござりますけれども、これに対してもそれの当局は、きわめて過酷な処分をもつて臨んで参りました。これは例年ない非常に過酷な態度であろうと私は考えるのであります。

いりますけれども、一体どういう観点でもって今度の処分に臨まれてきたのか。問題の解決をあなた方ははからうという熱意と努力の経過の中で、こういった処分が出されてきたのか、事態を解決するという御熱意がおありかどうかを含めて、一つ国鉄の御当局のお考えを承りたい。

○谷説明員 国鉄の処分につきましては、当時団体交渉を継続中でございまして、団体交渉継続中に違法なる闘争をするということは、避けるようとにいう警告を再三いたしましたが、それにもかかわらず二月十五日に、列車の遅延等を含む闘争が行なわれましたので、日本国有鉄道法の定めるところによりまして、処分をしたわけでござります。

○田邊(誠)委員 あなた方は一番悪いですね。事實上のゼロ回答をほかの当局はしておりますけれども、あなたの方はそれすらもしていない。昨年の秋から始まっていることでしょう。団体交渉している。二月の十五日の時点まで、一体どのくらい時間がかかっているのですか。大体形式的に見れば整ったようなことを言っているけれども、あなたの方は事実問題としては、これは回答もしていないのですよ。それでもって公労法に定めるところによるということで、公労法というのは、何も六法全書に載っている紙の上の字句がすべてじゃないのです。交渉を主旨的に高めていく。出せるものは出すというあなたの態度があつて、初めて労使双方の対等の立場に立つ団体交渉といふものが成立するのであって、事態は遷延する、回答は出さない、これではじりじりするのはあたりません

んですよ。こういう状態の中でも、組合がやったことだけを取り立てて、それでもって处分はいたします。こういうことで一体この問題に対する解決をはかれるかどうかという、あの方の認識をお伺いしておるのであります。これは建前なんか知りません。あなたに教えてもらわなくても、私は相当知っている。あなたが職員局長になる前から知つておる。いろいろな問題を国鉄に聞いておる。聞いておるけれども、一体国鉄にそれだけの解決するところの御願意が、今までのこの団体交渉の経緯の中でおありであつたかどうかということを、私はお伺いしておるのであります。なぜ出せなかつたのですか。ほかの当局よりもおくれて出したのですか。(一一番悪いのは国鉄だ」と呼ぶ者あり)あなたは笑つておられるじゃないか。だめだ。委員長から注意して下さい。

は、他公会の御提案を検討中であつたことは、まことに事実であります。しかしながら、いつから団体交渉を始めたかと申しますと、十二月の末に回答が出まして、二月から再三にわたり団体交渉を重ねておったわけであります。団体交渉の継続中に、違法な闘争を計画するということはよろしくないということでお先ほども申し上げましたように、警戒したわけでございます。

○田邊(誠)委員　あやまらなければだめだ。私は質問をやらぬ。

○谷説明員　先ほど来私の答弁につきまして、不謹慎と見られる節がありすぎましたことは、おわびを由し上げます。決して他意はありませんので、御了承いただきたいと思ひます。

○田邊(誠)委員　私ども、今重大な事態に直面をしておるこの問題に対しても、当局の熱意あるところの態度をお聞きをして参ったのでありますけれども、私どもの質問に對して大へん御不満であり、実は大へん軽んぜられたようで、いわゆる答弁の内容ではございません。そういう態度でもって対処される国鉄に、この事態の中でもってさらに質問を続けることは、私どもの委員会の委員の立場からいって、これほどうていその衝に当たることはできませんから、あらためて国鉄の御当局をこの委員会に御招致いただきまして、あらためて質問をいたします。あなた帰つてよろしくございます。

電通の当局にお伺いいたしますけれども、この第一波の職場大会等を目指して、八千六百三十九人に及ぶところの処分を発表されたのでありますけれども、これは今の時点の中でもって問題

を解決をしようという御熱意、それとあわせて、すでに御承知と思いますけれども、ILOの理事会は、ILOハ十七号条約の批准の問題とからめて、日本の政府に対してもしばしば勧告をしております。つい最近の勧告にありますならば、八十七号条約を批准するまでは、みだりに行政処分や逮捕等を行なうべうべきでないという、ILOのF項勧告というのをいたしていることは御承知の通りであります。そういう事態の中で、こういった処分を次から次へとやられることは、ただ単に国内の労働者の怒りを高めるばかりではなく、そしてまたこの春の賃上げの事態を遷延させるという要素になるばかりでなく、国際的に見た場合には、このILOの批准を今や今国会において政府はいたさんという、こういう手続をいたしておるなかなかにもかかわらず、この処分をすることは、ILO勧告を踏みにじつたと見られてもやむを得ない処置ではないかと思ひますけれども、こういった点に対する電通の本多局長の御認識は一体どういうものであるか、お伺いしたい。

す。従いまして私ども必要な法規に照らしまして、こういうような八千六百名に上ります处分をいたしたわけでございます。

なお、ただいま ILO の F 項との関係のお話をございましたが、私どもの考え方いたしまして、なるほどこれは労働組合運動を理由として、逮捕とか監禁とかあるいは処分というようなことをしないような勧告のようございましたが、去る二月二十二日(即ち

中で、処分がまずもって先行してやら
れる。ここに大きな問題があるわけで
ございまして、これは違法、合法とい
う問題ばかりでなくて、ILOの精神
というものもそこに帰着をすると私は
思うのでござります。郵政も同じでござ
いますが、五千八百四十八人の処分
をいたしておりますけれども、これも
私はやはり同じような事態ではないか
とおもいます。

りますように、F項後段につきましては、違法な組合活動を理由とする制裁についてまで述べておるのでない、このように政府としては理解しております。今回の制裁の内容等につきまして、私ども率直に申しましてその内容は知りませんので、これらのことについて申し上げることとは避けたいと思いますが、ILOの六十四次報告F項後段のいわゆる制裁、つまり、過度に組合活動にせ

表としよがのに
通法た組合活動に付
するものをさすのでありますて、違法
な組合活動を理由とする場合はこれた
く含まれない、これは政府として従来か
ように解釈しておるところでございま
す。

○田邊（誠）委員 公労法自身が、条約にいろいろと実は抵触しているという事態の中で、私はここでもってあなたと法律論議をするならば、いろいろと実は考え方もありますけれども、これは別の機会に譲らなければならぬと思

うのでござりますけれども、問題は、
事実問題として当局が今言つたような
態度を含めて、今回はきわめて冷酷さ
わまりないような態度です。団体交渉

も積み重ねてない、なされたことの内容は事実上のゼロ回答、そして一方的な調停申請をした。こういう事態の中で処分がなされているところに、実は問題が大きいのでございますから、こ^{ういう点を一体労働省はどういうよう}

な感覚、認識を持つておられるか、これに対して対処をしようとしているのか、今までこれについてどういう考え方をお持ちであったのか、この点が実はお伺いをしたい点でございまして、これはいわゆる条約の内容について、法律の内容について、いろいろと

論議を重ねることは必要でありますけれども、私はこの事態の中でそれをあえてしようとは思わないのは、今言ったような観点からでございまして、そつこの事態を早期に公正に解決をしたという、先ほどの大臣のその片鱗がございまして、見えた御答弁とあわせて、労働省の御見解を承って参ったのでありますけれども、労政局長のきわめて事務的な話でございまして、大へん私は不満であります。しかしわれわれとしては、この問題がさらに政府当局の積極的な熱意のもとに、解決への道が開かれてくることを私どもは強く要求をしたいと考えておるのであります。

革新勢力に対する挑戦であるとともに、国民大衆に対する挑戦であるとともに、私は国際場裏におけるIL-Oそのものに対する挑戦であると考へる。批准をする意思のない政府が、事実の行動に示した意思だと思つてゐる。そうち私どもは解ざざるを得ない。どうですか、局長。私はこの点をお伺いしたいのです。私どもは、やはり国際的の舞台ですから、できれば政府との交渉の段階においてIL-Oの八十七号を批准できるような国内の空氣をつくり上げたい、情勢をつくり上げたい。そして国際問題だから、できれば政府の要望もいれて、私ども今次国会において、八十七号は一つ批准をするような方向へいきたいと思っている。すでに努力している。その努力しているなかにおいて、一番問題の多い、一番改正を今迫られている、その中心の、いわゆる国家機関である、いわゆる公企体の機関であるところの電通や郵政や国鉄が、従来にならぬ不當な不切りや弾圧をやっている。これがIL-Oの八十七号をすなおに批准しようとする政府の態度であると、あなたはお考えになりますか。われわれはどう考へたところで、これがすなおに八十七号を批准したいという政府の態度だと考へられない。考へられないから、私ども社会党は、こうした春闘に対する政府並びに政府機関のやり方については、反撃をいたしますけれども、この問題は一切の国際的、国内的な労働問

題に、大きく影響していくということを、私はあなた方に考えてもらいたいと思う。どうかつでも何でもない。私は考えておいてもらいたいと思うが、労働者の立場に立って、労働者の利益を擁護する本来の労働省の基本的な立場から考えて、こういう春闘の首切りが、一体ILOの批准問題に関連して悪影響があるとあなたはお考えにならないかどうかお伺いをしておきたい。これから的一切の労働者関係の法案からILO関係の法案を審議する上において、今あなたに回答を求めていてることは非常に大切でありますから、一つ大臣になりかわって明確な御答弁を伺いたい。

○堀政府委員 ILO八十七号関連案件の本国会における早期成立につきまして、私ども政府といたしましてその早期成立を心から願願しておりますのでござります。ただいわゆるILOの結社の自由委員会あるいは理事会等において、かつて出しましたいわゆるF項につきましては、これはいろいろ御見解の相違もあると思いますが、政府といたしましては、これは適法な組合活動をさるものである、そのよう了解しておることは、これまた申し上げた通りでございます。ILO八十七号関連案件につきまして、労使関係者が今後とも相互信頼の上に立って、誠意を持って交渉を行なうということは、まことに必要なことありますし、私もそれを期待しておるものであります。

や労働常識の上に考えて、これは ILO が勧告したいわゆる F 項事項に該当していると思う。これは、もし国内の場においてあなたたちが適法行為であると言つたら、私どもはこの問題を国際的な機関を持っていて、F 項該当事項であるかないか、はつきりさせたい。あなたの答弁だけでは私どもは満足できませんから、ILO の問題も含めて、電通と郵政と國労、そういうものに社会労働委員会に来てもらつて、そして私どもが納得するまで答弁を求みたい。そこまでいかなければ私どもは ILO の審議にも、すなおに応じるわけにはいかないということを申し上げておきたい。

この際、委員長にも申し上げておきます。いろいろ法案がありまして、けれども、この問題は重大ですから、電通と国鉄、郵政をどうか一つわれわれが納得できるまでこの委員会に招致になつて、何回も一つこの問題に対して、委員会を開いていただきたい、こういうことを委員長に要求しておきまして、関連ですから一応質問を終わりたいと思います。

○秋田委員長 島本虎三君。

○島本委員 これは林野庁の長官に直接関係があることです。来ておりませんので、その間の事情聴取を兼ねて職員部長、業務部長が見えておられるようですが、それぞれの立場から明確な御答弁を願いたい。それと、そのあとで必ず労働省の方のこれに対する意見なんかも拝聴しますから、労働省の方でもはつきり態度を示してもらいたいと思う。

まず鹿児島の営林署で起きた事件ですが、二月十五日に非番の人が組合の

大会に出たのに対しても業務命令を出した。そして非番であるのに勤務をさせた。あるいは、こういうような行為を行った。これはあとからいろいろ組合の方から言つても、業務命令は取り消さないで、超勤命令に切りかえて執務を強行した、こういうような事実があったのかないのか、まずその点から伺いたいと思います。

○日比野説明員 そういう事実は一月十五日にございました。

○島本委員 それは正しいと思いますか。正しくなければ、どういう措置をしましたか。

○日比野説明員 非番者であるということを承知せずに、職場へ来て休んでおりましたので、その管理者が勤務中のことと考えまして、職場に復帰するよう口頭で命じまして、またその後、文書による業務命令を出したのでございますが、その後、その人たちが非番であることが判明いたしましたので、直ちに業務命令を解除いたしました。

○島本委員 これは本人の申し立て及び分会で非番であることをはつきり申し上げて、抗議をしたはずです。それに対してあえて皆さんの方では業務命令を取り消さないで、超勤命令に切りかえた、そうして勤務を強行させた。これも事実だとすると、わかつたといふことには何か矛盾がありませんか。はつきり本人並びに組合から申し込まれたときに、どうして調査して適切な処置をしないで、全部あとからわかつてからそれを取り消したといふようだ。そういうような行為をするのです。それでいいのですか。非番者を何の理由で超勤命令なんかに振りかえる

ことができるのです。この根拠をはっきりしてもらいます。

○日比野説明員 超勤命令の点につきましては、実は私まだここに来るまで承知しておりませんので、確かめまして御回答申し上げたいと思います。非番者に間違えまして業務命令を出した点につきましては承知しておりますが、その後の処置につきましてはまだ詳しいことを連絡を受けておりませんので、調査いたしまして御答弁いたしたいと思います。

○島本委員 そうすると、そういうようなその後の行為はなんですけれども、取り消したという事実は、それはその行為自身が間違いだということははっきりしたわけですね。それから労働省の方では、この非番者というものに対して業務命令を出したり、いろいろなことが最近全林野とそれから林野庁の中で発生しているようですが、この事実を皆さんの方でも十分知っておられるかどうか。

○堀政府委員 その事実は労働省としては承知しております。

○島本委員 こういうような事実は、知つておられないならなおさら、あなたは往々にして答弁うまいですから、こういうようなことに對しては答弁だけでごまかさないで、この事実が明確にあって取り消した事実がござりますが、これを調べて、こういうようなことがないよう十分指導すべきだと思ひます。二度、三度繰り返すことは、この委員会があつた以後は認められないと、その点、いいか悪いか、あなたからはっきり答弁しておいてもらいたい。

○**堀政府委員** 業務命令等はもとより適法な、正当なものでなければならぬと思ふのでございまして、今後におきまして、もとよりそのような適法でない業務命令というようなものが出されないようにすることは、当然だと思います。私どもとしても十分気をつけたりたいと思います。

○**島本委員** 日比野職員部長もそれでよろしくおございますか。

○**日比野説明員** けつこうでございます。

若干事情を今ちょっと聞きましたので申し上げます。非番者に間違いましてすぐ取り消しましたのですが、その間、御本人にその命令を伝えるときに確かめたところ、勤務者だという答弁がありまして、若干その点、時間がかかりまして、取り消すのに一時間ほどおくれましたけれども、すぐ当局といたしましてはおわびをいたしまして、本人と話した時間につきましては、これは超勤として処理した、こういう事情のようでございます。

○**島本委員** 今後そういうことのないように指導すると、労働省の方でも言っておりますが、あなたの方でもそのような間違いがないように十分配意する、その決意ですかということを聞いていたしたいと思います。

○**日比野説明員** それは確かにこちらの手違いでございましたので、今後はこういうことのないよう、十分注意いたしたいと思います。

○**島本委員** 同じく三十七年の三月三日に、組合の情報を盗聴するため、書記局の隣室の資材倉庫内にテープレコーダーを備えつけて、録音をとったと

いう事実がございましたが。

○日比野説明員 長野の営林署でその事実があったことを承知いたしております。

○島本委員 そういうような事実に対しても、結局はどういう措置をとりましたか。

上里説明会の底本長は、
きまして、停職処分一ヶ月か二ヶ月
だったと思いますが、停職処分にいた
したように記憶しております。

○島本委員 この問題については、前からだいぶ他の方にもこういう事犯があつて、注意を喚起されておつたはず

です。そうして当然雇用問題について当局交渉を行なう予定であった。そのために今度は組合員が集まつて、その

場所で討議するということは、事前にわかつておった。そういうようなときには進んでそういうようなことをやつたところは、これは許すべからざる行

そういうのば、これに言つてからさう行
為なんです。これをやつた責任者は一
人ですか。それとも共同謀議またはい
るいろな命令系統によつて、多数の人

が参加してそれを行なったのですか。
それはどういうようないきさつになつ
ておりますか。

○日比野説明員 共同謀議ということではございませんで、当時の庶務課長が自分の考へで部下を使いまして、

テープレコーダーを隣の部屋の物置に備えた、このように承知しております。

ういうふうな処分をしたことになつて
おりますか。先ほどちょっと聞こえな
かったのですが……。

○日比野説明員 停職処分にいたしましたのでございます。期間は一ヶ月だったか二ヶ月だったか、今記憶いたしてお

○**島本委員** 停職一ヶ月ですか、一日ですか、三日ですか、五日ですか。

○**日比野説明員** 一ヶ月か二ヶ月だったと思います。

○**島本委員** そうすると現在はそのまま復職しておりますか。

○**日比野説明員** 復職いたしまして、場所は今記憶しておりませんが、転勤をしておるはずでございます。

○**島本委員** その後、同じ庶務課長としての任務を果たしておりますか。

○**日比野説明員** 私の方ではそういうふうに考えております。

○**島本委員** 再びそういうようなことをするおそれがないとということで、手放しにしてあるのですか、それともそういうようなことをしないように、行政的に十分注意した上で、それを転勤させてやっておりますか。そういうような措置が、再び皆さん的手によつて繰り返されることが、一番おそろしい。そういうようなことのないようにしておかないと、これはもうとんでもないことになると思うのです。これは単なる転勤ですか。そういうようなことを十分言い含めて、再びこういうことを繰り返さないようにしております。

○**日比野説明員** その点につきましては、当時林野庁長官におきましても、各営林局に、こういう事態については今後絶対にやらないように注意をいたしますとともに、本人に対しましては地元の営林局長から十分注意いたしまして、また転勤の際にもそういうことは、営林局長から十分注意しておると聞いております。

○島本委員 そういうようなことはござ
り繰り返すことがないよう、十分注
意すべきだと思う。労働省の方でも
社労の委員会で、そういうような事件
があつたことが討議され、質問され
それに対して十分注意するようにな
った。こういうようなこと、何回かあつ
たがって、行政的にただ単に一ヵ月ノ
ラの停職で転勤させた、こういうよ
うなことは再々今後起きてこないよ
うに、十分指導しておくべきだと思
うです。この点は特に別な問題ですけ
ども、労働省の方でもおそらくはい
いろな關係で、皆さんの方でもいろ
いろ相談があるだろう、そういうよ
うな場合に、それをけしかけるよ
うな乗り方は絶対してはいけない。むし
ろそういうようなことを制御するよ
うな、そういう考え方の上に立つて差
し處するようにするのないとダメだと
思いますが、その点、十分考えてお
いてもらいたいと思いますが、それはい
いですか。

○堀政府委員 業務の正常な運営を保
かるためにも、労使が相互信頼の上に立
つて、お互に協力するということ
が望ましいことは当然であります。無
用な摩擦を起こすことのないよう、
使用者側においても十分に配意され
ることを期待しております。

○島本委員 もう一つ、二つだけ、今
のために聞いておきたいのです。これ
で終わりではないのです。大臣が来て
からでないと、本論に入れないので
す。事実を知つておかないと困るの

ですが、ことに皆さんのたとえば高砂営林署の超勤未払いという事件、当多額の未払い事件があつたようになります。三十五年一月から十二月までの一年間に、五十八名に対し百五十万円相当の超過勤務を命じてながら、超過勤務手当はその三分の二以下の五十万円程度だった。こういうようなことはまことに残念だといふとで、組合からいろいろとこれに対する要求があつたはずですが、らちがかないままになつておるということを聞いておるのでですが、依然として組合対しては監聽をしたり、非番の者にして業務命令を出していながら、ほんとうの仕事をした者に対しては、こいつのような事件をほっちゃらかしてゐるのですが、この事実はどうですか。

○日比野説明員 高干穂営林署の超未払い事件については、ちょっとと今そういうことを承知しておりませんが、そらくほかの例と同じだと思います。案外違つておるかもしれません、林手簿というものがありまして、そういうものによつて超過勤時間計算せらるるが、本来の組合の要求でありますけれども、これは正規の帳簿でありますませんので、当局としてはそうう帳簿によつては認めるわけにいかないというふうのが、争点だったのではないかというふうに記憶しております。

○島本委員 それはいいことなので、それで現在そのままになつていのですか。その措置をどういうふうしたのですか。未払いのままにほんちやかしてあるのですか。

○日比野説明員 そういう対立点がなければなりませんので、現在訴訟事務になつております。

○島本委員 念のために聞いておきますが、この五十八名に対しで超過額を命じたのですか、命じないのであります。○日比野説明員 森林手簿そのもの効力の問題でありまして、当局によまでは命じておらないという建前立って、組合と意見が対立しておるのでございます。

○島本委員 はつきりそれは命じました。あなたは命じておらないといふことを今ここで書っていますが、これは議事録に残るのですよ。むろろには命じても命じなくてもやつた事実を確認してあるのです。しかも百五十円ということになると、これはただそれ払わないでおいていい額ではないのです。そしてこれは一月から十二月までの一年間ですからね。その間だれかの事実を指導しなかった責任あるそういうような事実に対しても手を加えて善処しておかなかつた、これは重な過失になる、職務怠慢になるのではないかですか。それを、命じた命じないいう、こんなことで争う。現にあなたの方では、この問題は命じたのであるけれども、森林何とかが違うとして争つてゐるということなんでしょう。こういう点については少しきりした答弁を承りたいのです。いたしまして訴訟になつたというのを払いますけれども、森林手簿に基づくものを全部認めるわけにいかぬ。こちらで命じた部分につけては、こちらの意見と組合の主張どおりに実態でござります。こちらでは森林手簿

たと
りま
うた
った
おき
前に
のの
勤務
すこ
きま

なく配付した。それでいながら一係が勝手にこれをやつたのだ——そうだった場合には、費用の配分だとか、それを使った費用はどこで出しましたか。

これはもう正しくなければ——その費用なんかもはつきりしておかないとけないと思うのですが、その点はどうなんですか。

○日比野説明員 まあ個人的なものか公的なものかということになりまれば、われわれはこれは公的なものと考

えておりますが、それが林野庁の中の内部決裁と申しますか、長官までの決裁をとつたという意味におきましてはそういうものではない、こう申し上げ配つたのはおかしいじゃないかということに対しましては、われわれとしては、そういう意味ではそれは公的なものだと考えております。

○島本委員 前に国会でこれが問題になつて、内部の話合いでこれを撤回

いたしますというのことを言明されおつたのに、再びこれを配つたということは、国会に対してもうなんですか。

○日比野説明員 国会でこれを撤回するという話がどこで出たか、私存じておりますんでしたが……。

○島本委員 それは「労務ハンドブック」のはしがきにちゃんと書いてあるのです。これをあなたの方の費用自分で配付しながら、それがわからぬなんということは、どうなんですか。これは隅田達人という人がハンドブックにちゃんと書いているのじゃないですか。前に一回やられたけれども、これを修正してまた出し、参考になれば

幸甚に存じますと書いているでしょ

う。それを、はつきり職階にある人

がト——これは林政部の労務課長でしょう。この人からはつきり配付しておいた。これはもう林野庁の意見ではないといふことを見つけるのです。

○日比野説明員 その内容というか、表現等につきましては、そのはしがきにも載つておったと思いますが、非常にきつい表現があつたかと思います、問題があるとは考えますが、その言わんとするところと申しますが、流れる精神におきましては、平素われわれが内部で常に討議してやつておるところと、そう離れておるとは考えておりません。ただ、表現につきましては、それが個性が現われまして、非常にどきつい感じを受けるという点につきましても、行き過ぎではないかというふうに私は考えます。従つて、そういうものが全部私的なものだというようには考えておりません。内部で労務管理の問題につきましては常にわれわれ討議しながら、相手の組合の方の御主張も聞きながらやっていくというのが同じように公労法上の非組合員の意味で使うならば、職場において、そんな言葉で使われるものではないので、職場ではあくまで使うものと使われるものとの関係、命令服従の厳正な秩序を確立してございまして、そういう過程において出たことであります、ある意味では、当時九州の特殊事情にあった菅林署長を前に置きましたが、そのままにございました。

○日比野説明員 実は先ほど申し上げた土下座してこいなんということは、表現として非常にまずいのでございまして、われわれ常に労働組合と団交をやります場合に、そういうことでは毛頭やつておりません。労使関係の正常化と申しますか、信頼関係を打ち立てます。従業員が使用者にお願いをするに思いますが、そういう事情がありますが、それをもつて誠意を持ってやつて、こうして、問題をかもしているということは、わかりますけれども、その流れるところにおきましてはわれわれの考え方と違つてない、このように思ひます。

○島本委員 あなたはそれでいいですか、組合員に対して、土下座をしてこなと団体交渉に応じてやらないといふことが正しいですか。その点については別に間違つてない、このように思ひます。

○日比野説明員 実は先ほど申し上げた土下座してこいなんということは、あるのです。労働組合といふやうなものは、これはほかのもので、そう

特殊な事情を念頭に置きましたが、いかなければならぬ。こういうふうにあるのです。労働組合といふやうなものは、これはほかのもので、そうして職場の顔とそれとは全然別個のものだ、こういうようなことをはつきり言つてゐる。それだけじゃないのです。従業員が使用者にお願いをするに思ひます。読んでおりませんが、お話を聞いておりますと、なかなか奇抜な表現があるようになります。そういう点につきまして、私どもお話しを聞いておりますが、使用者側におかれます。そういう点につきまして、私ども後ほど取り寄せましてよく読んでみます。それでもさらによく検討せられることを期待いたします。

○島本委員 この以前にも、郵政省の方で、全通対して出した「新しい管理者」という小説があつたはずです。それに対しても労働省は全然知らな

かつた。そうすると「労務ハンドブック」、これも知らない。知らないけれども、労働行政についてこれが正しいのだということを流されてあるのです。こういうようなことは、各省間で全然知らないで、まあ局長なんか、あとから言われると十分検討してみます、こういうようなことで済むものですか。逆に言うと、あなたの方が職務怠慢なのか、ほかの方からこういうようなことをやっていいのか悪いのかといふような点は、一応労働省当局とも十分話し合って、間違いなくこういうことはこうすべきじゃないかと言うべきだが、勝手にやられているようです。これはあなたの怠慢なのか向こうの行き過ぎなのか、この点は今まで勝手にやっておいていいものなのか、そういうして一方においては正しいと言いたが、勝手にやられているようです。がらどきついたことがあった、こういうことが平気で行なわれていていいものなのかどうか、労働省はどう思いましたか。

問題について一々これを事前に見ること
いうような関係にはなっておらないわ
けであります。従いまして、もとより
私どもの方にはこのパンフレットにつ
いての御相談もありませんでしたの
で、私どもも読んでおりません。ただ、
内容はいろいろ問題があるようでござ
いますから、私どもも一つ取り寄せて
読んみたかと思うわけでございます。
○島本委員 堀さん、前に同じこの場
所で、全通に対して郵政当局が、「新し
い管理者」という中に使われてゐる言
葉、これは反動といわれる管理者でな
ければ一人前でないとか、そのほかい
ろいろあつた。そういうようなこと
を、迫水郵政大臣にこの場所へ来ても
らつてともに聞いたときに、あなたの
答弁はそういうようなものに対しても今
後十分話し合つて指導します。間違
のないように指導しますと言つたで
しょう。そのあとからまたこれが出て
きておるのに、郵政省の方はどうなつ
ているか、ほかの方からどんどんと雨
後のタケノコのように出るやつを、ま
だ知らない知らないでそのままにして
おく。また言われると十分検討しま
す。あなた、一体こういうものに対し
ては、もし出す場合には一応相談して
くれとか、意思をはつきりさせておき
たいから何とかそのものを事前に見せ
てもらいたいとか、こういうようなこ
とをはつきり言っておいて、あとから
起きてきたことに対する火を消すよう
に、こういう措置をとらなくてもいい
ように、こういうものははつきりして
おねべきじやないかと思うのです。あ
なたはいつもここへ来たらいいことを
言うけれども、言つてしまつたらあと
居眠りしているわけじゃないと思ふ

が、あなた自身無視されているのか、怠慢なのか、逆にそういう点をつきたくなるのです。これだけで済んでいるのか、あとからこういうものが出てくるかの、建設省の方でやっているかも知れないけれども、まだ見ていませんが、そういうものがまた出てくるかもしれない。各省々で好き勝手なことを言いませんけれども、そのイデオロギーを統一しないままに労務政策を強行している。ある場合は行き過ぎている。こういうような場合を見ても、労働省の方では知りませんでしょ、これで済むものですか。一体労働省の指導行政というものは、こういうものに対して全然タッチしていないのですか。今後はどうなんですか。これははつきりしておいてもらわなければ、仮の顔も一度三度、だめですよ。

いてのいろいろな指導をすることもできます。そういうことまで労働大臣が事前に調査する、あるいは認可する、こういったことがあります。従いまして、ただいま御推薦のパンフレット等についても、事前の御相談はなかったわけでございません。しかし、私どもとしては、先ほど申し上げました労働省の考えております基本的な考え方は、十分に徹底するようになります。しかしながら、私はどうぞして今後もやって参りたい、かのように考えておるわけであります。

○島本委員 なお、この中には「(西)のボスでありました秋田のS君とか青森のK君とか」、こういうような表現もあって、具体的に名前を示しておる。そしてマル共とかいう言葉が出てくるわ出てくるわ、山ほどあるんです。こういうようにして、りっぱな労使慣習を行を打ち立てて云々なんと言つたつて、これは憎しみの表現ですよ。従つてもう自分の方へ来る、いわば第二組合をつくって、従順を旨として争いなんかなしに、上司の言うことを聞くような組織ならばよろしいけれども、進んでいろいろな条件の解決のために戦うような組合は、全部マル共と同じことだということを思わせるばかりの表現でしょ。こういふようなことは、もう円満な労使関係を樹立するためのパンフレットなんということは、言うちのことがましいと思うのです。おそらくこの問題は十分知つておられると思う。今の堀さんの言葉の通り、十分こ

されは指導すべきだと思うのです。悪いのは、もつともとこういうものはすべきではないということを強く言べきだと思います。

なおもう一つは、その中にありますた、職員部長が今答弁されたように、ぎつい表現だ、そういうような点もあるというのは、これを見てみれば数所にある、これはこのままやること個人のものであって、府のものではなくて、——これはやったのもあるからしないけれども、意思としては府の體の意思ではないということをはっきり答弁されたようだ。もしそうだとするならば、こういうようなものは十分なものにしてやつてこそ、これがいいと思うのです。おそらく府の意思として、これはまとまつたりっぱなものにしてやつたならば、皆さんの考えていいと思うのです。しかしながら、そういうような不十分なものをなぜばらまくのですか。こういうようなものに対する一応撤回する必要があると田中長官がおいでになりましたが、たって、これでは労使の関係はどうかといかないと思うのです。これは、せつかり長官がおいでになりましたが、十分知つておられると思うのです。労働省の方の意向も聞いた上で撤回するのが、今の場合妥当じゃないかと思うのです。こういう考え方に対してどういうふうに思ひますか、長官の御意見を伺います。

ところを誤解を受けるということになります。従いまして、私どもといひたましても、先ほど御答弁を申し上げてあつたかと存じますが、この印刷物は公式に出たものではございませんが、十分誤解のないように措置いたしたいと存じております。

○島本委員 先ほどのいろいろの答弁を総合してみましても、公式なものではないようです。公式のものでないのを、全部全国に頒布してあるのです。公式なものでないものを、公式な費用で頒布してもいいのですか。これはどういうものなんですか。

○吉村政府委員 その点につきましては、日ごろこの労務管理について指導をいたしておりましたその中の講演——とはちょっとおこがましいわけでございますが、会議の席上に出まして話をしたことを、たまたまそういうふた印刷にいたしましたわけでござります。そういう点では、私どもこれは誤解が出るという点については非常に残念でござりますが、この指導をしたといふことにつきましては、これは国費でやつたことは悪いというようには考えないのでございます。そのやつたことによつて、林野の態勢と申しますか、労務管理に対する態度に、世間から誤解を受けるということは非常に遺憾なことです。従いまして、私の際措置をいたしたいというふうに考えております。

○島本委員 今の言葉で長官の真意はわかるような気がするのです。しかし、今までの各部長さんたちの答弁の中でも、理解できない点が多くなるのです。

です。一部不適当な表現がある、こういうふうに言つておりますが、今この団体交渉に土下座しなければならないぞ、こういうようなことは労働省も聞いてあきれているのです。これが言葉が少し行き過ぎたとか、これは煮ても焼いてもどうでもいいんだ、こういうふうな、まさに前世紀的な表現を使つてみたり、物を買ったんだからおれの好き勝手にやるんだ、殺されてもしょうがないんだ、こういうような悪徳地主的な印象を受けるような表現を使つて、これだけのものでは真意が誤解されている点が多過ぎるのです。そのほかに特定の人の名前まであげてゐておるのですが、労働組合全部出でてきておるのですか、労働組合全部マル共ですか。これはマル共対策として共産党員だけ送つてやつたらいいでしょ。ところが、これは全部組合員にやつておる。これだから、組合運動をやつておる者は全部共産党員だといふことになるでしょう。そういう不穏なことをやつて、言葉が少して行き過ぎておる程度のものじゃない。基本的に考え方方が行き過ぎておるどころか、間違つておるのです。だからこそやつたことは悪いというようには考えてないのでございます。そのやつたことによつて、林野の態勢と申しますか、労務管理に対する態度に、世間から誤解を受けるということは非常に遺憾なことです。従いまして、私の際措置をいたしたいというふうに考えており

あります。あるのです。念入りに自分で一筆入れております。そして自分のこの講演要旨を左右されるような点もあるのでございまして、本人に私いろいろと聞いておきり言つておきたいのですが、これは林野の意思としてこれをやるのでない以上、この何とか課長は行き過ぎておられます。そして誤解を受けるようなお激発さすような傾向があるのであります。こういうことを盛んにして、労使間を誤解されることは、これまでござつたことがあります。そういった誤解のないように特定の人の名前まであげておるのを盛んにして、労使間を誤解されるようなことを私がつかつにしておつたということは、これはどこまで私が悪いと申しますか、監督が十分に行き届いておらなかつたことによつておるのをございまして、今後十分に注意をいたしたいと存じておる次第でございます。

○島本委員 十分注意してもらわうとのと同時に、今までのいろいろな例もあることですから、こういうような人を同様にと申しますから、これを首にしてしまつておられることは猪突でしょ。けれども、このままの状態で認めるといふことになると、逆にあなたはこの張本になつてしまつておそれがあります。人になつてしまつておそれがあります。この隅田何がしといふ人に対しては十分考慮しなければならないと思ひます。が、長官はどのよにお考えですか。

○吉村政府委員 その点につきましては、どこまでも私の日ごろの監督の不行き届きでございまして、私にあるとえてやつたらどうだといふうに、労働大臣は来ておりませんけれども、姻さんは考えておられるようです。こう考えております。ただ、先ほど来先生の御指摘の点につきまして、まことに言ひわけがましくなるのでござります。それが、お読みになると、ひざを折つて撤回すべきです。やらない方がいいのです。今、序のものであるとか、また個人の意思であるとかいろいろ言つておきますが、これをお出されてから約一ヶ月ほどしてから、本人がはしがきをつけて、そしてこれを修正した上で出すべきだということで、出して送つて

とに遺憾だと存じておるのでござります。また、その講演をいたしましたときの情勢と申しますか、雰囲気に若干左右されるような点もあるのでございまして、本人に私いろいろと聞いておきり言つておきたいのですが、これはみたわけでござりますが、その点は、その結果については黒白が明らかになります。裁判になつているとすると、やむを得ないような情勢も必ずしもなにしもあらずというふうに感じております。そして誤解を受けるようなお激発さすような傾向があるのであります。こういうことを盛んにして、労使間を誤解されることは、これまでござつたことがあります。そういった誤解のないように特定の人の名前まであげておるのを盛んにして、労使間を誤解されるようなことを私がつかつにしておつたということは、これはどこまで私が悪いと申しますか、監督が十分に行き届いておらなかつたことによつておるのをございまして、今後十分に注意をいたしたいと存じておる次第でございます。

○島本委員 十分注意してもらわうとのと同時に、今までのいろいろな例もあることですから、こういうような人を同様にと申しますから、これを首にしてしまつておられることは猪突でしょ。けれども、このままの状態で認めるといふことになると、逆にあなたはこの張本になつてしまつておそれがあります。人になつてしまつておそれがあります。この隅田何がしといふ人に対しては十分考慮しなければならないと思ひます。が、長官はどのよにお考えですか。

○吉村政府委員 その点につきましては、どこまでも私の日ごろの監督の不行き届きでございまして、私にあるとえてやつたらどうだといふうに、労働大臣は来ておりませんけれども、姻さんは考えておられるようです。こう考えております。ただ、先ほど来先生の御指摘の点につきまして、まことに言ひわけがましくなるのでござります。それが、お読みになると、ひざを折つて撤回すべきです。やらない方がいいのです。今、序のものであるとか、また個人の意思であるとかいろいろ言つておきますが、これは両部長から答弁できぬ問題です。これは三十五年の一月から十二月までの一年間に、熊本営林局の高千穂営林署で、職員五十八名に対し、総額百五十万円相当に上の超勤手

○島本委員 当然やったのは実績としてそれだけ一年間に働いていた、ましてそれが職員であった、そういうふうな場合には、まあ一年も待たずしてそれだけの実態がわかるわけです。それで命令してもしなくても、働いた事実があつて業績が上がっているならば、超過勤務は当然支払わざるのがあたりまえじゃないかと思うのです。こういうふうな点については、支払わない、支払わなくてもいいというふうに長官はお考えの上でこれは裁判の方に移行させてあるのかどうか、その辺の真意をはっきりさせていただきます。

○吉村政府委員 超過勤務は、超過勤務を命じた上で超過勤務の手当を支払うことにしておるのであります。ただいまこの裁判にかかるておりますのは、その点で私どもの方で十分に把握ができないという点から、おそらく争いになっておることと存じておるのでございます。従いまして、そういうような実態を把握いたしました上で、必要があるならば支払いはしなくちゃならぬといふように考えております。

○島本委員 やはり長官と話してもそれがわからぬのですが、一年間もそれをやつておいて、そうしてその中でチエックしたり行き過ぎているからやめるとか、またそうすべきじゃないとか、正当の状態にさせることができないのかどうか。これはどなたに聞いてもわからぬのです。何か特別な法律があつてやつているようにも聞こえるような答弁があるのですが、その一年間の間は、駄つて百五十万円もやらしておいてもわからないようなシステムになつてゐるのですか、その点もう一回はっきりお願ひしたいと思います。

○吉村政府委員 私、考えましても先生の御指摘の通りでございまして、一年間ほつておくということは、これはないでございまして、日々支払いをいたしておりますのでござりますから、そのようなことは私どもは絶対にと申し上げていいくらいないと思つておるのはございます。この争いが起きましたのは、年間の過ぎましたあとで、差額の問題で争いが起きたように聞いておるのであります。それにしても、やはり先生の御指摘のように、十分月々念を押して検討しておけばそんなことはないはずだということも、私どももさよう承知いたすのでございますが、その点詳しく述べ方へ上がって参つておりませんので、十分な御答弁が申し上げられないで恐縮でございます。

○島本委員 そういうような点は十分注意すべきだと思います。

そのほかに、超過勤務ではございませんけれども、同じようなケースで、これはおそらく労務ハンドブックといふものの影響であるのかどうか、私は

あらうかとも思います。しかし、青森で薬剤散布の作業をさせて、それによって従業員が死亡した事件があつたはずだと思うのです。そしてそういうようなことに対しても、団体交渉並びにいろいろなこれに対する折衝を何としても受けないで、一方的に、まさに業務命令で実施させておつた。こういうような事実がほんとうだとすると、これはとんでもないことじゃないかと思うのです。こういうようなものに対してもは、団体交渉によつて、安全の防具では、か、こういうような問題や、時間や、作業方法の問題、こういうようなものも十分考えた上でやるべきが妥当です。しかし、そういうようなことをやらないで死人が発生した、こういうような事態が私どもの手元にあります。が、この事実があつたのかないのか。あつたとする、その責任はどこにあるのか。この点も明確に御答弁願いたいと思います。

当を支給しろということでありまして、危険手当の問題になりますと全国統一的な処理を要することとございまして、當林署限りでこれを決定する権限がございませんので、これは當林署長がどうこうするわけにいかぬ、こういうことでございまして、団交を全然やらずに薬剤散布を強行させたというふうには、われわれ承知いたしておりません。

○島本委員 そうすると、こういうよううな問題に対しても団体交渉は十分行なっておった、今後も、こういうような問題対しては団体交渉を行なってこれを処置するものである、こういうように理解していくですか。それも団交事項以外であるからこれを受け付けないということで、業務命令によつて発した事故であるかのように私も思つたとするところは私の誤解である、こういうようなことですか、その点もう一回、くどいようですが、はつきり願います。

○日比野説明員 薬剤散布の問題につきましては、御承知のように、やけどで人が死ぬということもあるように、非常に火氣の注意が要請されております。従つて、安全面からの問題になりますと、当然団体交渉事項になりますので、そういう面からの団体交渉を受けないということは絶対あり得ませんし、私どもいたしましても、そういうことはやるべきじゃない、こういうふうに考えております。ただ問題は、団体交渉でいろいろ意見が対立しまして、ずいぶん意見を詰めまして、最後の段階に至りまして、若干の問題が話がつかぬ場合に、散布の時期その他の関係がありまして、その問題が団交で

最後の結着がつかぬ場合は事業を実行するな、こういう組合の御主張がよくあります。この点につきましては、われわれといたしましては十分団交を詰めて、いろいろ問題が残れば、それはそれぞれの団交の基準に従いまして上に上げるなら上げるということでありまして、時期が来れば、そういう若干の問題が残りましても、事業実行上の点から、ある程度こちらが賃金等をめまして仕事に着手していただく、こういう事態あるいは起きるかと思いまが、われわれといたしましては、そういうことのないよういたしております。

すが、管理運営に関する事項につきましては、私どもも団交を受けないという態度でなしに、その点は十分に話し合いをいたしまして、理解をしてもらうよう努めはいたさなければならぬと思っております。このやけどの問題につきましては、私ども十分注意はいたさなくちゃなりませんし、現地におきましては、それぞれ注意がなされておったのでございますが、遺憾ながらそういうような事態が発生をいたしたもので、この点につきましては、私どももさらに注意を強化いたさなければならぬというようになっておるのであります。

また、家畜等の被害でございますが、人体に対する影響につきましては、ある程度医学的に検討もできておりまして、そのままで別にどうということはないようでございますが、今御指摘もございましたので、さらに念を押しまして十分その点は今後検討をいたすよういたしますが、この薬剤の点につきましては、火氣の注意といふことで大体十分であるよう聞いております。また使用をいたします量につきましても、国有林は大体一割程度が使われておるという程度でございまして、ほかにそれほど事故も起きておりませんので、この使用の方法をさらにお注意を進めて参りますならば、私はそれほど危険なものではないというよう理解はいたしておるのでございま

のあるものである。それからなお、こういうようなものに対しては、はつきり前もって県なり國なりの方からそういうような指示なり、こういうものに対する効能がはつきりさしてあるものに對して、今度は安全衛生委員会なり団交なり、組合との協議機關には一切こういうものは講らないで、これを全面的に拒否しながら強行した。そして熊本の加久藤署では団交を拒否して強行している。そのほかに、今度里間では、日雇い作業員に対しては散布の命令に反した者は首にする、こう言ひながらこれをやらしている。そのほか例をあげれば手元にはずっと届いております。しかし、そういうようにして、重大なものに對しては団交なり所定のこういうような機関に講らないで、これを実施したということがあったとすると、今長官が団交によってこれをやりますということ、それは将来の問題はやつてもらつてけつこうでありますが、今までやつていないこととの裏づけになつてしまふ。これはまことに困った問題であると思うのです。ことに労働省では、去年から労働安全衛生の問題については特に氣をつけて、今度は法律案を出して是正しようとしているんです。そのさなかに、同じ林野庁の方では、人畜に被害のあるような方法と毒物と言つてもいいでしょうか、薬剤でしょうか、こういふようなものによつて一つの事故を起こしていく。こういうようなことになりますと、これはとんでもないことだと思いつます。かつては労働省の中で、糞尿と塵芥、こつちの方に對する民営の問題については、ことさらに手が伸びていなかつたという実態がはつきりいたしました。

ました。今度の場合は、同じ林野庁の中で薬物を使つていいながら、これの人体に与える被害の点ははつきりしていふにかかわらず、方法は別として、結果的に安全衛生の趣旨にもとるような行為が起きておつた。こういうような点は、労働省としても黙つておけない問題じやないかとわれわれは思うのであります。方々でこういうような事態が発生していくといふことは、労働省の行政の一つの怠慢と言われても差しつかえがないかと思う。こういうようなことがあっては困ります。労働大臣も、かよなうことがないよう今後は十分気をつけてやってもらわなければいかぬと思うのです。これまで次にやるときには、また次の例を持つてくるかもしれませんが、同じ国や地方自治体の方でやっているところで、こういうような生命を危険にさらされながら仕事をそのまま一方的にやる、ある場合には因交を拒否している、こういうことはまことに許せない。安全衛生の立場からも、また正式な労働行政の立場からも、こういうような点はもつときつく指導すべきだと思います。大臣、これに対する御意見を承りたいと思います。

できるというふうな体制をつくられることが、労働者として、またその責任者としての労働大臣としての一一番大切なことはないかと思うわけでございまして、それについて労働大臣に伺いたいと思います。

○大橋國務大臣 確かに、仰せられたことは、労働省として大事なことだと思います。

○八木(一)委員 労働者の中にはいろいろ職種の違いがあるわけでございまが、職種が割に目に見えやすいところ、それから団体の、前から非常にしつかりしていたところでは、いろいろのそういう問題が団体交渉を通じて、また政府みずからこの問題の必要性を感じて、いろいろの問題が整備をされているわけでございますが、たまたま目に見えないところで非常に苦しい労働をしている人の問題なり、またそのような不便なところにあるので、そういう労働者の方々の結集がおくれて、運動がおくれているところの問題、そういう問題が、ただいま申し上げた点で非常に対処するべきことがおくれており、また不十分な点があることは多々あると思うのです。そういう問題については、労働省みずからそういう問題ができるだけ気をつけて、そういう日は当たらぬところにある労働者の諸君が、特にそういう問題について取り残されないように、特にそういう点が十分になるように、いろいろの面で法律的に、あるいは行政的に御配慮になる必要があるらかと思いまが、それについて労働大臣の御意見を伺いたい。

立たないというような方々に対しましては、でくるだけ役所として積極的に留意をし、積極的にお助けをするような心がまえが大切であると存じます。

○八木（一）委員 労働大臣のお考え、非常にけっこうだと思います。ところが大橋労働大臣の御決心是非常にけっこうなものでござりまするが、歴代の労働大臣、何回もおかわりになりましてが、歴代の労働相は、この問題に十分な配慮がしておられないで、それで非常に僻村で働いている人とか日の当たらぬところで働いている人が、法的に、行政的に非常に他の人よりもそういう条件が悪いという点が多いわけございます。これは過去のこととも非常に問題でございますが、問題は、これから前向きにそういう問題について直ちに対処をして、そういう方々の雇用の問題なりあるいは労働条件の問題なり社会保障の問題が完備するように、積極的に一つやつていただく必要があるうと思いますが、労働大臣に、積極的におやりになるお気持が十分におありだと思いますが、もう一つの確認をしていただきたいと思います。

○大橋国務大臣 さような考え方であります。

○八木（一）委員 その問題で、特に具体的な、非常にこの問題の必要な労働者の諸君がおられるこことを申し上げたいと思います。

○大橋国務大臣 さのような考え方であります。

山林関係の労働者の方が、民間の山林地主のもとで働いている労働者の方も、あるいは国有林で働いている方も、国有林の初めから林野庁職員といふ身分を持っている人以外は、非常にいろいろの悪い労働条件にあるわけです。ことに山の中でも、私どもその山の

入口まで行ったことがあるわけでござりますが、私のようなものは、その途まで登るだけでもふうふうしてへたばつてしまふような、非常に傾斜のきついところ、そうしてそれは入口であります。それよりもっと奥の奥まで上がり、何日も家族と別れて山の小屋で仮泊して激しい労働に従事する、非常に危険が多くて、けがをする人が多いというような激しい労働をしている人たちがいるわけであります。そういう人たちのところで、今、日本の重要な資源でございます木材資源が実際に活用されるように伐木をされ、搬出をされて、大事な住宅問題の解決のもとをつくっておられるわけでござりますし、またその切り出したあの植樹その他のことを行なわれまして、資源を確保し、あるいは洪水等でひどいことにならないよう、そういう点の非常に大事な仕事が、そういう激しい労働によって行なわれておるわけであります。ところが、そういう方々に対し、いろいろな法律が労働条件として、いろいろな法律が労働条件として非常に差別待遇をしている条件がござります。そういうものを取り扱って、ほかの労働者と同じように、たとえば基準法の問題にしても、失業保険あるいは健康保険の問題にても、ほかの労働者と同じようになるように、法的に整備をせられる、その不十分な法律を改正せられるというようなことがぜひとも必要であろうと思う。そういう立場にぜひ労働大臣が前向きに、積極的に、急速に勇気を持って取り組んでいただきますように期待をするわけでございますが、その点についての労働大臣のお考えを伺いたいと思います。

○大橋国務大臣 農林畜水産業の労働
労働者に對しましても、申しますでもなく労働基準法が適用になつておるわけでござりますので、労働省といたしましては、常にこれらの方面にも労働基準の監督には留意をいたしておるつもりでござります。ただ、八木先生も御承知の通り、農林畜水産業については、労働時間、休日、休憩に関しまして、国際的な一般的な例に従いまして、日本の労働基準法といたしましてもこれを適用しないことにしております。その他労働基準は一般的の労働と同じように適用して、労働省といたしましても責任を持って監督をいたしておるつもりでござります。

○八木(一)委員 現状はそうであります。

しょうとも、それが現状にほんとうに適さないという問題であるときには、そういう問題は見えるにやぶさかでないといふ態度をとつていただきたいと思うわけであります。労働大臣も当然そういう態度をおとりになると思うわけでござりますが、それに関連いたしまして、労働基準法の第四十一条第一号で、この山林関係の労働者の諸君が適用除外になつておるわけです。その適用除外をした制定当時の理由を、一つ勞働省側として見解をお伺いいたしたいと思います。

○八木(一)委員 天候その他に左右さ

れるから、継続的に労働ができないといふことです。ちょっと答えて下さりたいと思います。

○大島政府委員 自然的条件と申しま

すのは、天候その他の自然的条件に左右されますことが非常に多いわけでござります。

○八木(一)委員 土木建築事業は適用

されませんが、天候その他に左右されることは、土木建築の場合もそういふことです。ちょっと答えて下さりたいと思います。

○大島政府委員 土木建築の事業は適

用がござります。

○八木(一)委員 時間がありませんか

ら申し上げましたように、林業の関係につきましては、農業等と同じく労働時間、休日、休憩時間関係の規定が適

用除外にされております。この理由は、林業等におきましては、その左右されることが自然的ということと、そこそこしておる労働者の需要があり、それをやつておる労働時間は、たゞ一日八時間でござりますが、天候の関係で、たゞ一日六時間でござります。天候その他の自然的条件に左右されることは、土木建築の場合もそういふことです。ちょっと答えて下さりたいと思います。

○大島政府委員 もちろん天候のほかに、農業におきましても林業におきましても、植物の生長という時期的に左右される問題もござりますし、ことに林業等におきましても、それはもちろん農家の兼業という問題は現在でも非常に大きいわけであります。しかし、そのことよりも、むしろ今申します

○大島政府委員 もちろん天候のほかに、農業におきましても林業におきましても、植物の生長という時期的に左右される問題もござりますし、ことに林業等におきましても、それはもちろん農家の兼業という問題は現在でも非常に大きいわけであります。しかし、そのことよりも、むしろ今申します

○大島政府委員 時間がありませんか
ら、林業の方にしぼって申し上げますけれども、林業の方で生長という関係はあっても、日本の林業の場合には、林業の方で生長したら切る、またこっちの山が生長したら切る、またこっちの山が生長して切る時期になつたら切るということであつて、一つの山だけで植えて、それから育つて、それから、伐木の時期になつたら切ると、こっちの山が生長して切る時期になつたら切るといふことです。雨でも切りに参ります。ですから、最初にそのようにおつしゃつて除外をされた理由は、當時でもこれは不適当であろうと思いますけれども、現在は大きく事情が変わつて以上、

○大島政府委員 がこの次に切る時期になるということではやつておるわけですね。ですから、そういうことで労働は継続的に行なわれているわけです。だから、そういう季節的という問題は関係ないわけです。

○大島政府委員 ただ、雪が降るというような問題があります。

○大島政府委員 それで、雨だからそういうことをしな

○大島政府委員 い、雨だからそういうことができない

○大島政府委員 うわけです。私が存じておるところだ

○大島政府委員 なつて、雨具をつけてそういうことをやる。そういうふうに変わってきていいわけです。私の存じておるところだ

○大島政府委員 で、なぜ労働時間や休憩、休日その他の年次有給休暇が適用されなかつたか、もっと具体的に御説明を願いたい

○大島政府委員 と思います。

○大島政府委員 いましたけれども、それでは抽象的

○大島政府委員 で、なぜ労働時間や休憩、休日その他の年次有給休暇が適用されなかつたか、もっと具体的に御説明を願いたい

○大島政府委員 と思います。

○大島政府委員 すとか林業におきましては、労働時間

○大島政府委員 関係の規定は除外になつておる次第であります。

○大島政府委員 あります。

○大島政府委員 たゞ、柳谷委員長代理退席 委員長着席

○大島政府委員 う理由は一つもなかつたわけですか。

○大島政府委員 「柳谷委員長代理退席 委員長着席」の理由は成り立たなくなる。昔制定当時はそうであつたとしても、今がそうでなければ、特にそのようなむずかしい条件、

○大島政府委員 そして苦しい条件で働いてる人に対する、当然このような条項を適用させる必要があつた。制定当時はそうであつても、産業はぐんぐん変わつております。労働条件も変わっております。臨時的といわれたとしても、山の労働者

○大島政府委員 の諸君は、僕の知つてゐる範囲では、ほとんど全部山の労働者として働いてるわけです。こっちの山を切り、

○大島政府委員 こっちの山を切るといふふうに、転々としてずっとその仕事を続いているわけです。雨でも切りに参ります。ですから、最初にそのようにおつしゃつて除外をされた理由は、當時でもこれは不

○大島政府委員 適当であろうと思ひますけれども、現在は大きく事情が変わつて以上、

○大島政府委員 当然これについてはこの適用を除外しない理由が消えているから、その点の除外をなくする、適用するという方向に

○大島政府委員 していただかなければならぬと思うのです。それについて労働大臣のお考

○大島政府委員 えを承りたいと思います。

○大橋国務大臣 ただいま八木委員の
お述べになりました御意見は、従来の
労働基準法から考えますると、非常に
重要な改正であると存じます。また諸
外国の立法例から申しましても、きわ
めて独自な規定を示唆されておると思
うのでございます。しかしながら、労
働基準法は、労働の実態に即応いたし
まして労働者の健康を守り、生活の安
定をはかる、そうして国の産業の発展
を目的としたとしておるのでござります
から、ある事業に労働基準法を適用す
べきかどうかというのは、そのときど
きの実態からいって、先ほど申しまし
た趣旨と照らし合わせて、適用するこ
とが国家のために必要であるかどうか
という観点できめらるべきでございま
して、過去の慣行がどうであるとか、
あるいは国際的の立法例がどうである
とかいうようなことばかりできめるも
のではないと思います。林業における
労働の実態が、お話しのように変わっ
て参りまするならば、法律の上の取り
扱いも再検討をいたして一向差しつか
えないのございまして、労働省とい
たしましては、絶えず労働の実情を考
えながらこうした重要な問題を検討して
いくのも仕事であると存じますので、
今後、せっかくの御意見でございます
ので、十分に検討を加えることにいた
します。

したけれども、とにかく林業の問題は、ほんとうに機械化いたしておりまして、それで労務管理が強化いたしておりまするし、合理化が徹底をいたしておりますし、機械技術がどんどん採用せられまして、大きな屋根の下の工場みたいに、ベルト・コンベア式のやり方になっているわけです。もう大きな工場の中の作業と同じような形態になつておりますて、そういう状態で非常に苦しい作業が行なわれておりますので、当然基準法の今四十一条第一号の適用除外をやめにして、休日だから休憩だとか、そういうものが適用になるようにしていただきたいと思います。その点でぜひ前向きに、できるだけ早く御検討になって、そういう非常に激しい労働で、国のために、国民のために、社会のために労働しておられる方々に、そういう条件が適用になるように、前向きに一つぜひ御検討をお願いいたしたいと思います。労働大臣の方々に、そういう条件が適用になるように、前向きに一つぜひ御検討をお願いいたしました。されども、それをほんとうに実行に移していくたまうにお願いをいたしたいと思ひます。さらにもこの問題については局長に続けて申し上げます。

活が非常に困難になるという人に対する特別に必要な制度です。その特に必要な人が、このように失業保険法の適用をはざまれているということ是非常に困った問題でございますので、法的にちゃんと適用させるように、これもぜひ法の改正をやつていただきたいと申うわけであります。失業保険法の第十二条の第一号のただし書きのイ項においても、この失業保険法を林業労働者に完全に適用していたらどうことが、必要であろうと思います。この点について労働大臣の御意見を伺いたいと思います。

前向きの御検討をしていただきたい。
○大橋國務大臣 私は、こういう労
関係の保険は、できるだけ国民、労
者全部に強制適用になる日が一日も
いことが望ましいと思っております
これは、たとえば五人未満のいろいろ
な事業場が除外されておる保険も多
のでござりますが、こうした面につ
ても同じようにしたいと考えております。
○八木(一)委員 ゼひそのように積
的に御努力をお願いいたしたいと思
います。
次に、基準法の十二条の問題でござ
ますが、平均賃金の問題であります。
の問題で、第一項から第六項までち
んと平均賃金を算定する方式がある
けでございますが、それについて第
一項で「第一項乃至第六項によつて算
し得ない場合の平均賃金は、労働に
する主務大臣の定めるところによる
といふふうになつておるわけであり
ます。現在この一項から六項までに定
得るものであつても、そういうふう
しないで、大臣なり労働省がきめて、
まうといふようなことが行なわれて
るわけでござります。この点につい
ては、後にまた局長にお伺いをいたし
するけれども、そのように第一項か
第六項で算定できるものは、当然算
するようにしていただく必要があろ
と思います。それについての労働大
の御意見を概括的に伺つておきたい
○大橋國務大臣 御指摘の問題につ
ましては、十分に今後事務当局に検
査しておきたいと思います。

い部面がちよつとあるようでございま
す。その一つには、身分差別によって
一種、二種というように区別された寄
宿舍があるように承っております。そ
うしてその待遇そのものも、だいぶ
違つてゐるよう承ております。こ
ういうような実態があるのかどうか、
あつたならばそれに対処する方法につ
いて、はつきり御答弁願いたいと思ひ
ます。

○吉村政府委員 宿舎の問題でござい
ますが、これは事業宿舎でございまし
て、身分によつて差別待遇をしてゐる
ということではございませんので、事
業の継続期間等によりまして、構造等
にも規制と申しますか、制限を設けて
おるわけでござります。

○島本委員 そうすると、これは労働
基準法との関係がある。はつきり申し
ますと、これは事業附属寄宿舎規程第
六条によるところの寄宿舎、こういう
ようなことになるんじゃないかと思う
のです。これはやはり基準法に違反し
ていなかどうか。これは基準局の方
で、十分この点確かめたことがありま
すか、ありませんか。

○大島政府委員 まだ具体的な事實を
承知いたしませんので、まだ検討いた
しておりません。

○島本委員 そうすると、この第六条
による寄宿舎というようなものは、い
わば身分の差別によるものはないとい
たしますと、これは何によつて格づけ
されるものですか、一種、二種……。

○吉村政府委員 これは宿舎の使用期
間によつて区別をいたしておりますのでござ
います。

○島本委員 使用期間によつて区別す
るいたしますと、六ヶ月を基準にし

10. The following table shows the number of hours worked by each employee in a company.

では心配になつてきているのは、そういうような点なんです。おそらく計画の策定はどこかでするでしょう。それと、実施はやはり林野庁の方で責任を持つてやるでしょう。そうなつた場合には、今度それに協力する人がどういうような態度でやっておるのかといふことが、一番問題だと思います。計画も策定もおそらくはどこかでやられ、それを実施する場合には、労働組合との協議をどういうようにしてやつておるか。おそらく賃金の問題、それから時間の問題も当然あると思います。これは労働条件になりましよう。それから、労働災害の問題になる点もあるでしょう。それから、先ほど人一人死んだような問題さえも付隨してあつたでしょう。こういうような点を見ると、やはり協議は十分に尽くすべきだと思うのです。一方的に、これを業務命令なんかによつて実施したりすることがないようすべきだと思ひますが、この労働組合との協議はどのようになつておりますか。

○島本委員 今の意思を十分に下部にも徹底させて、そしてそれを実施するが実施される場合には、私はもうすでに質問の要がございませんので、これでやめておきたいと思いますが、団交には誠意を持って当たること、それからもう一つは協議を決定しないままに一方的にあまり実施をし、こういうような労働災害を起こさないようにすること、こういうようなことが最も大事なことじゃないかと思うのです。しかし、これは普通のことなんです。今ごろ社会労働委員会の方へ来まして、誠意を持って団交をやらないなんて言つたら、さかざぶりにあってもこれは世論の反撃を受けるでしょう。社会労働委員会の人は、そういうようなことにつけばこそ、そういうようなことが出るのではどう。これはやはり誠意を持った団交が行なわれていることがあれますが、ここはそれは通用しない。しかし賢明に、長官の方から誠意を持つてこれに当たるというお言葉でござりますから、できるだけこれは両方とも誠意を持って団交で解決するようにして、こういうような問題に対してはあまりトラブルを起こさないようにしてもらいたい、こういうふうに重ねて私は要望しておきたいと思います。

思いますが、要請にこたえる所信を明瞭に述べてもらいたいと思います。

○吉村政府委員 私どもも、先生の意見のように、極力一方的に実施をするというようなことをいたしたくない、これが何よりも大切なことです。そこで協力も得まして、私どもも大いにこの点で、そういう点ではさらには改善をいたしておきたいと存じております。

○島本委員 では、私はこれで終わります。それで今の答弁ははつきり私も聞いておりますが、これを労働省の人たちも十分聞いてござりますから、その点は、基準局長なんかも優秀な方でござりますから、一つ今後ともこういうような点は十分監視して、再びここで同じようなことの指摘をされないように、お互いに有無相通じて進めておいてもらいたい、こういうふうに思いますが、でございます。ことに全幹集材というのですか、こういうような方式の中には、えてして簡単なようでも中にも含まれる重大な労働条件の問題がござります。労働条件の問題は、むろん賃金の問題にもからんでおります。賃金の中には、えでいいといふようなことはないはずなんです。一方的に実施しないようになりますと、こういうようなのは、幾ら話してもこれでいいといふようなことはないばかりましたので、あわせてこの賃金の方式なんかもはつきりしていいのじゃなかつたものを、やはり日給ですか、こういうようなものに変えていくべきだと思つたのですが、これでよろ

しゅうございますかどうか、答弁によつて、これで私、やめたいと思います。

○吉村政府委員 一方的にしないで落

むようにも私どもも努力して参りたいと

いうことでございまして、確かに御指摘の

ように、労働条件に関する部分につきましても十分尽くさなければならぬ

ないと思いますが、それがやはり十分に

理解を得られないままに、事業そのものが確実にいいものだということがあつた

わかつて、ながら、なかなか進むらぬ

ないといふような場合が、両方の理解

が進められないままにある場合が間違つて

あるのでございます。こういうことは

ないようにしなければならないのですが、

ざいますが、そういう事態が時に起つて

り得ることを、私ども決していいこと

だとは存じておりますが、申し上げておかな

ればならないと思うのでござります。

○島本委員 誠意ある団交によってこ

れを解決するんだ、この一点はいいです

ね。もう一回立っていいと言つてお

いて下さい。

○吉村政府委員 労働条件の問題につ

きましては、その通りでございます。

○島本委員 この監視を一切労働省にお願いをして、再びこの場所でこうい

うような事態が起ららないようにお願い

して、これで私はやめたいと思います。

なお、この事態が再び私の方に起つた

った場合には、もう一回全部来てもらつて、本日の議事録を手元に取り寄せた上で、一つ一つ克明に追及していきたいと思います。こういうようなことを

のないように心から期待して、皆さんの御発展を祈つて私はこれでやめます。

○柳谷委員長代理 八木一男君。
○八木（一）委員 保険局長にお伺いいたします。先ほど労働大臣に御質問を申し上げたときに、同じく厚生大臣にも御質問申し上げる予定でございましてが、時間が少なくて、小山さんは頗るのいい方ですから簡単にいきますから、簡単に満足のいくような御返事を願いたいと思います。

健康保険法、厚生年金法というよろんな社会保障に関するものは、すべて的人にそれが適用にならなければならぬといふと思うわけです。社会保障制度審議会では、労働者と名のつく人は、雇用形態がどうであろうと、事業の規模がどうであろうと、事業の種類がどうであろうとも、労働者としての社会保険法を適用する方がいいというような報告の中にそういうようなことを意図的表明をしているわけあります。そのような意味で、今農林漁業の方で健康保険法及び厚生年金法が適用によってないことは、社会保障の中、特に労働者の社会保険の問題として非常に欠陥がある、急速にこういう欠陥を撤廃して、法的に健康保険法あるいは厚生年金法を適用しなければなりません。それで、そのためには健康保険法の第六条第一項第一号に、植物の栽植、栽培、採取もしくは伐採の事業というようなものを加えさせることで、その道をどんどん確立していくべきだと思います。これについていただいた通りでございます。特にそりいつたの保険局長の概括的な御意見を承りたい。

「うそだよ、東洋の魔術大師で原田の魔術師が用意はつづく」をか喰らひにさ

考慮は、私どもの分野で一そく必要かと思ひます。そういう意味におまじて、かねてから申し上げておりますように、ことし一年の間に医療保険制度については、総ざらいいろいろ問題を検討することにしておりますが、そのうち一つに、ただいまの問題はぜひとも登場させたいと思います。先ほどいろいろ先生が仰せになつておきましたように、この種の問題は入れないと、立場から議論をしようすれば、それは相当の議論もできます。しかし同時に、何とか入れようということを考えてみれば、オール・オア・ナッシングではない考え方をとりますれば、何らかの前進といふものもあり得るはずでござります。特に医療保険について、は、いざれにしても国民の全部を被用者保険に入れるか、国民健康保険に入れるか、いずれかに包摶するといふ建前になつておるとしますれば、実態から見て被用者保険グループに入れる方がふさわしいということであれば、何らか方法を設けて技術的な解決をはかるということは当然だと思っておりまします。ただ結論がどうなるかということについては、それは先生十分御承知の通り、必ずしも簡単にここで申し上げかねると思ひますけれども、少なくとも方向としてはそちらを目指して進むつもりでござります。また、おそらく検討を進めていくうちにおきまして、ただいま先生が仰せになつた厚生年金との関係、失業保険との関係が当然出て参ります。望ましい姿を言えば、これは三つが同じ適用範囲であるといふことが望ましいのでござります。しかし、なかなか、そういうことを言っておりましたのでは、どれも進まぬとい

うふうな結果になつてゐるのが過去の事実でございます。そ�だとするとならば、大体において範囲は同じにするといふ考え方をとりながらも、実態から見て、一步でも進める方向へ持つていいのがまた必要なわけでございます。そういう考慮を加えるとすれば、やはり三つのうちでは、私どもの医療保険がまず少しでもそちらの方に進むという態勢でなければならぬと思うわけであります。繰り返し申し上げましたように、四月から労使を含めました社会保険審議会の部会でこの問題を検討いたしまして、今の見込みでは三十九年度に実施するという、その全般的な改正の中にこれを何とか盛り込むように考えておきたい。ただ内容は一つ検討の結果に待たしていただく、時期は少なくともそのときまでは勝負をつけ、こういうことで進めて参ることに、現在すでにプログラムをきめておるのでございます。

○小山政府委員 私先ほどから申し上げておることは、決して独断で申し上げておるわけではありません。断定的位置をして、医療保険の趣旨が通るよう申し上げておることには、すべて大至りでござりますが、少なくともこの問題について、検討します、検討します。いうことで時期を遷延することはいたしません。これはどうしてもございに勝負をつけるつもりでござります。方向は、先ほど来先生仰せの通りで考えていく。中身は、これもとにいくというふうにいく問題ではございません。着実に積み上げてやしていく、こういうことでいたしたいと思います。

○八木(一)委員 そういうことで御怒力願いたいと思って御質問をしたのですが、保険局長がおられて厚生大臣をおられないのは非常に残念ですけれども、厚生大臣にも後日、その点は御質問を申し上げますけれども、厚生大臣をりっぱに補佐されて、それが来年年時までに、完全に適用になることが具体化するようになつぜひお願いをしておきます。それとともに、現在そういう状態にないときには、日雇い労働者健保の擬制適用の方法でもつてわざかにカバーしている状態でござります。そういうものについても、それができるまでの間、労働者の医療保険が法的に適用されないので非常に苦闘をしておられる方々のために、現在行政運用でも、一年間持てるようになつておられます。そこで、その点について外向きに、一年間持てるようになつておられます。そこで、その点について外向きに、一年間持てるようになつておられます。

下私、共通の問題で、さようお聞か
りいただきたいと思います。
それから、後ほどの適用の問題題
きましては、私どもも、できるだけ
情の許す限りといふ氣持は持つてお
ます。何分法律もありますことでも
ますので、必ずしも先生がおっしゃ
る工合に——先生は、大体こ
う場合には非常に強力な、勢いのい
ことをおっしゃって、うかりそ
りいたしますと言ふと、あのとき
言つたことと違ひやないかとい
とになりますので、気持はそ
ういう持で考へるということで御了承いた
きたいと思います。

○日比野説明員 常雇いと申しますが、常雇いにつきまして共済組合の方で進めるという趣旨の御質問でござりますが、おそらく現在は、一年以上繼續します場合に共済組合法に乗りかえることになつておりますので、あるいはもう少し早くやれといふ御趣旨がございましょうか、御質問の御趣旨がちょっとわかりかねるので、恐縮でございますが。

○八木(一)委員 そういう方々に——これは常用雇用に全部なることを一般雇用の方で進めると同時に、それになるとまでの間でも、常雇雇用の方にやられるのでしょうか、共済組合法の適用を、そういう月雇いなり定期というような形態で呼ばれている方々にさせたいだきたいたいということです。

○日比野説明員 共済組合の問題につきましては、御承知のように国家公務員共済組合法という法律がありまして、それに基づいて実施しておりますので、今すぐ、法改正をせずに、実行上のことでやるということは無理だと申しますか社会保障制度と申しますが、あとは実態につきまして、その共済組合の建前と、それからとの法律と申しますか社会保障制度と申しますが、そういうものとのからみ合いでどう処理するかということについては、今後十分検討していきたいというようと考えております。

○八木(一)委員 長官にもう一回お伺いしておきたいのですが、このような方々を常雇いの形態として扱うということがあります一番だし、それと同時に、共済組合法を適用して、共済組合法の年金等が適用になるということを急速に進めて、ござきこ、二点つぶし。

○日比野説明員 常雇いと申します場合に共済組合法に乗りかえざることになつておりますので、あるいはもう少し早くやれといふ御趣旨でございましょうか、御質問の御趣旨がちょっとわかりかねるので、恐縮でございますが……。

○八木(一)委員 そういう方々に——これは常用雇用に全部なることを一般雇用の方で進めると同時に、それにならるまでの間でも、常雇雇用の方々にやられるのでしょうかから、共済組合法の適用を、そういう月雇いなり定期というような形態で呼ばれている方々にさせていただきたいということです。

○日比野説明員 共済組合の問題につきましては、御承知のように国家公務員共済組合法という法律がありまして、それに基づいて実施しておりますので、今すぐ、法改正をせずに、実行のことです。ということは無理だと、いうことは先生もおわかりだと思いますが、あとは実態につきまして、その共済組合の建前と、それからあと法律と申しますか社会保障制度と申しますか、そういうものとのからみ合いどう処理するかということについては、今後十分検討していきたいというよう考へております。

○八木(一)委員 長官にもう一回お伺いしておきたいのですが、このような方々を常雇いの形態として扱うということがまず一番だし、それと同時に、共済組合法を適用して、共済組合法の年金等が適用になるということを急速に進めていただきたいと思うのです。

その問題については、法改正を待たなければならぬ問題もありましょ

し、行政的な解決で最大限度でできる

点もありますが、どちらに

たしましても最大限度の努力をされ

て、問題を急速に進めていたくよ

うにお願いしたいと思います。

○吉村政府委員　これは先ほど職員部

長からお答えを申し上げたような次第

でございまして、ただいまの共済組合法

の建前からいたしましては、常用作業

員でございませんと適用にならないの

でございます。他の方法と申します

か、行政措置によってできますよ

うな方法がほかに何かございますよ

うでしたら、また私ども検討をいたしたいと

存じますが、ただいまのところでは、

私どもとしてはそういうものも承知を

いたしておらないわけでござりますの

で、結論いたしましては、やはり雇

用の安定化の方向へ極力進めて参ると

いうことになるかと考えます。

○八木(一)委員　もちろん、そういう

方を常用の扱いをするということが一

番本筋だと思います。そのほかに、そ

ういうことについて法的に、行政的に

検討せられて、そういう共済組合の年金が適用になるように御努力を願いたいと思ひます。

それから、それより低い次元の問題として、共済組合法の適用を受けられれば医療保障関係も解決がつくわけでございますが、現在健康保険法の適用を受け、あるいはまた後に国民健康保険法の適用を受けているというふうに、何と言ひますか、月雇いの人や定期の人

が両方互いに違ひになるというような状況があるわけあります。それにつ

いてどのような状態にあるか、ちょっと

と御説明をいただきたいと思います。

○日比野説明員　今の御質問の意味をとりかねましたので、恐縮ですが、もう一度お願ひします。

○八木(一)委員　現在共済組合法が完

全に適用されれば問題は解決するので

すが、それまでの時点の問題として、月雇いの人や定期の人が健康保険法の適用をその時間は受け、それが切れ

ると国民健康保険になると、どういった問題があるのでないかと思うのです

が、そういう状態があるかどうか。

○岩田説明員　私からかわりましてお

答え申し上げますが、そういうような

場合には、現在健康保険法とか厚生年金保険法とか日雇労働者健康保険法等の制度がある以上、そういうものでやらざるを得ないわけでござりますが、

御指摘のように、そういう面においては必ずしも十分と言ひ得るかといふと、私どもも、まだまだそういう点整理を要すべきものは制度的にもあると承願いたいと思います。

○八木(一)委員　いかが悪いかでなく、私もはつきり知りませんので、ちょっと教えていただこうと思って質

問したのであります。健康保険法が強

制適用になつていて、それから月雇い

の人が健康保険法を継続の手続をしな

ければ、切れ国民健康保険になるよ

うになつておるのを、これを林野庁の方

で、この問題について使用主分の保険

料を負担し続けて労働者に健康保険が

適用になる、そのようなことを御配慮

なっておるのを、これが林野庁の方

で、この問題について使用主分の保険

が、ほんとうに大事な資源の開発、問題について、基準法のこの問題がネックになっておるわけです。先ほど労働大臣が御決意を表明されましたけれども、その問題の実際的な担当者である基準局長から、急速にこの問題を解決されるために最善の努力を——お考えを開かしていただきたいと思います。

○大島政府委員 ただいま八木先生御指摘のように、新しい山林労働力の不足、また林業における災害率がきわめて高い、こういった問題は、私どもとしても非常に痛心いたしております。山林労働における労務管理の近代化、時間の問題にいたしましても、賃金の問題にいたしましても、安全の問題にいたしましても、あるいは福利施設の問題にいたしましても、やはり労務管理全般を急速に近代化し、改善し、労働条件を向上していくということは、私は現下の必要喫緊の要務だらうと考えます。先ほど来、労働時間の問題についてもお話がございました。ことに災害の見地からいたしまして、全産業の災害の千人率をとつてみると、全産業の平均で大体二三三くらいのところですが、山林業は大体七三、四といふ非常に高率の災害です。そういった関係から、私は、法律の改正の検討もさることながら、当面行政指導といたしましても、災害防止の見地から、労働時間を適正化していく、こういった努力をやはり林業全般について進めていくべきじゃないか、

かように考えております。今後とも山林労働の労務管理の近代化につきまして、懸命の努力をいたしたいと思いま
す。

ていただきたいと思いますが、そういう御努力をなさっていただけるものと思いますが、これについて端的にすれば
りと一つ。

三十一年六月七日に出ている通達であります。基準第三六九号、労働省労働基準局長から各都道府県労働基準局長殿ということで、「請負給制によつて

七年から第八項によることにいたしました
わけでございます。八項によりまして、
労働者の過半数を代表する者と経営者
との間に書面の協定をいたしまして、

三十一年六月七日に出ている通達であります。基発第三六九号、労働省労働基準局長から各都道府県労働基準局長殿ということで、「請負給制によつて雇用される漁業及び林業労働者の平均賃金について」という通達が出ております。平均賃金の算定にあたり、困難な場合が多いので、昭和二十四年労働省告示第五号第一条に基づき次の通り定めるというふうにあって、いろいろなことが書いてあります。第十二条第一項第一第六項によらないでそれをやれというような内容の通達であります。これは先ほど労働大臣の言われたことと相反していることでございます。聰明な基準局長は当然適当でないとお考へになると思いますが、こういうよくな通達が生きていて第一項から第六項でやることが行なわれなくなりますと困るので、こういう通達をお取り消しになるか、あるいは第一項から第六項を活用してやるべしといふような通達を出していただく必要があると思ひますが、それについての局長のお考へを伺いたい。

七年から第八項によることにいたしました。それを基準局長に届け出まして、これによつて平均賃金を算定する、こういう旨とした点は、今申しましたように山林労働者の通常の平均的な収入を算定するには適當なものがない、むしろこうした方がよからうじゃないかという趣旨であったのです。その後事情もかなり変わつて参つたようであります。本日また八木先生からそういう御指摘もござりますので、この際一つ実情をよく調べてみまして、私どもの方でも早急に再検討いたしたい、かようになります。

○八木（一）委員 この問題については、私はこういう通牒は即時やめたいただかなければならぬと思ひます。が、その方向で一つ検討していただきたいと思います。あしたる関係者の方と基準局長がお会いになるお約束があるようで、私もそれを存じておりますので、十分にそういう方々の御意見を聞かれて、通牒ですから基準局長が決心なさればすぐ別な通牒を出せるわけですから、その意味で一項一六項が活用され、労働者が不当な損をしないようにしていただきたいと思います。

現に、ほんとうの意味の一項一六項で勘定されるべき平均賃金と、そうでない状態で勘定された平均賃金は、私どもの知つてゐる範囲では猛烈に違う。八百円と六百円ぐらい違う。そういう不幸な災厄にあつた人がこれだけの補償が受けられないという実情にありますので、今収入が不安定だというふうに

言われましたけれども、賃金が不安定な状態では生活ができませんので、労働者としては不安定でないよういろいろの労働運動をして、同じように季節的にそんなに変動のないような賃金が得られるようになつておりますから、このような事態とは断じて状況が違つておるわけです。そういう点で、ぜひこれを至急に取り扱つていただきたいと思います。あしたお会いになるとき、十分お話を聞かれて、そのときに取り扱うということをおっしゃつていただきたいたいと思うわけあります。今晩一晩お考え下さつてけつこうですけれども、ぜひ労働大臣の言われた線に従つて、あしたはそういう通牒を改めてやるというような御返事がいただけるようになります。今晩は前向きに一つ御検討願いたいと思います。この問題は、あしたこういう通牒の趣旨を撤廃して、一項から六項をやつていただけるという確認の上に立つて、この問題はこれ以上はやめておきます。今の問題についての悪い点はまだあるわけです。現在ではたとえば労働者の過半数の代表者との間に締結するものであるということになつておりますけれども、つう一つの労働者を代表として認めてしまつて、それで平均賃金が上がるような操作をされる、あるいは役所側が、この辺がということを最初に裏で示して根回しをしておいて、それでそういうふうにしてしまつて、というような傾向も多分に方々で現われております。そういうようなことで、気の毒な災害にあったことをしておいて、それでそういうふう人の補償が、実際より非常に少ないところではいけないことだと思います。賢明な労働基準局長が、あしたこういうものを撤廃するということをぜ

ひ言えるように、今晩前向きにお考えをいただきたいと思います。それからその次に、失業保険の問題について職安局長にお伺いをいたしました。私は、失業保険を適用するという問題について、労働大臣から適用する方向に最大の努力をするという御答弁があつたわけですが、職安局長は実際にその問題を推進される責任者でありますので、ほんとうに本腰を入れて、急速に取組んでいただきたいと思います。先ほどの厚生省関係の健康保険、厚生年金の方も、あのように積極的に取組むような状態であります。労働省は、失業保険の問題について、健康保険や何かに負けないよう、先に早く適用になるよう、一つ職安局長から、そういう努力をされるということについての決意を表明していただきたいと思います。

○三治政府委員 林業の労働者の失業保険の関係につきましては、先ほど保険局長さんがお答えになりましたのと若干事情が違いまして、いわゆる季節労働ということで、何と申しますか、季節的な労働である場合には、基準として失業保険の方を強制適用にするというのではなくむずかしい問題が理論的にあると思う。たとえば、保険で、完全に全員が全部毎年同じだけ失業するということはどうして考えられないということになるわけですが、しかし、今度のわれわれの改正で、日雇い失業保険の方の制度として、何と申しますか、季節的にずっと働いておられて、そして一定の時期に全般的に失業がなくなるというような特例措置を、そういう方面で別個に考えるというようにいたしたいと考えて

おりますが、いずれにいたしましても、林業関係の労働者の問題につきまして、先ほど来先生の御発言で非常に筋肉労働が近代化しておるというわけありますから、その実態が常用化され、近代化されていけばわれわれの方も非常に楽なんですが、その点は、実態を見ながらでもできるだけ適用していくよう努力していきたいというふうに考えております。

○八木（一）委員 今、失業保険の問題について取つ組むようなお考えで、その点はいいのですが、もっと積極的にぜひ取つ組んでいただきたいと思うのです。ほんとうに適用されるお気持であれば、私どももそのお気持がわかるはずなんですが、そうとは思えないよありますが、その問題で、これは失業保険課長の名前の通達があります。各都道府県失業保険主管部長殿、ということで、「農林水産業に対する失業保険の適用について」という通達であります。番号は失保発第三三号、昭和三十三年三月二十六日という日付になつております。そこで、失業保険をやりたといふ認め可申請が行なわれた場合のことと、ハの二号ですが、「当該団体から事務組合の認可申請が行なわれた場合であつても、当分の間は認可を見合わせること」というような通達があります。その次に、五の口のところに「農林水産業に対する今回の措置は、あって広報宣伝をする必要はないが」ということが書いてあります。この制度は、根本的に農林水産業に対して適用しなければならない方向に従つて、

行政的に不十分な形で失業保険の適用を拡大するというような措置がとられたはずでございますが、申請があつてもらえるべく認可をしないこととか、それから、あえて広報宣伝する必要がなないがというような、やつたように見せかけるほんとうはやりたくない、ほんとうはしないのだといふような内容の通達が来ているわけです。失業保険課長の名前でございますが、失業保険課長おられますか。

○広瀬説明員　はい。

○八木（一）委員　一体、どういうわけですか。こういうことを出されたのですか。

○広瀬説明員　前半の、事務組合としての認可の申請があつた場合、それを当分の間は認可をなるべくしないこと、たしかそういう表現だったと思います。それは、実は五人未満の適用対策として、事務組合制度が三十三年の法改正で設けられました。実は農林水産業の任意適用を行なう場合に、事務組合制度といふものは、当初全然予定しておりませんでした。しかし、特にこれは農業の関係でございますが、雇用労働者、一農家一人、二人といふところがございます。そういう単位で適用しようとしても、離職率五〇%、そういう数字を出しております。そうすると、離職率五〇%が基準とされておりましたので、農業協同組合あるいは森林組合であるとか漁業協同組合であるとか、そういう単位ごとにその離職率の五〇%、この基準をはじいてもよろしい。そこで、個々の農家なり、割合なりその他の協同組合組織でやってい

ただく。実を申しますと、現行法の附則何条でしたか、ちょっと記憶しておりませんが、事務組合ができまして、そこで保険料を、年間を通じまして九五%以上納めた場合は報奨金を出すことになつております。これは予算の範囲内と書いてあります。そこで、すでに林業、農、漁業の任意適用を団体を通じてやるときには、報奨金予算是きまつておるわけあります。その予算のワクがございましたために、事務組合ということは、認可といわれますも、認可したら報奨金を出さなければならぬという問題にもなつて参ります。そういう関係で、実質的な形からいと事務組合に準するものでござります。そこで、それに進ずる、事實は準するものであるけれども、報奨金は予算上ないし、出しようがないので、認可しない方が適当ではなかろうか。もう一つの問題も、実はそれに関連いたしております。予算措置の面がござりますので、昨年といいますか、三十七年度で農林水産の適用に踏み切ります。そういうことを積極的に検討いたしました。しかし、安定所の業務量は、季節的にどつと出て参るということもござります。そういうた面、いろいろ——それから今の事務組合に対する報奨金、そこで、それぞれ林業にいたしましても、農業にいたしましても、漁業にいたしましても全國組織をお持ちになつておられます。そういうところからいろいろお話をございます。そういうところを通じて本省が下へおろしていく、そういう線で私たちがやることにいたしまして、地方ごとになりますと、いろいろ初めての制度で誤解を生ずるおそれもある。打ち合わせは何べんもやりま

いうふうなたくさん失業の状態が出るときには、たくさん出すことがありました。それであるけれども、経理の問題だけでもそういうことをされるとなると、一番大切な失業保険本来の趣旨が、そこで薄れてしまうということにならうと思います。そういう五〇%ということはなしに、失業保険の適用を要望されるところには、今の方式による適用もどんどんされるようにしていただかなければならぬと思いますが、これについて伺いたいと思います。

○三治政府委員 これは各界どこでもそうなんですが、季節労働でたとえば半年働いて半年その労務がなくなる、また九ヶ月やってあと三ヶ月休む、そういう方たちと一般の保険で全部やるとなりますと、保険ですから、そこに非常に見えざる、予想せざる危険負担に対してやる。もちろんそれは、一つの地域において一つの産業が急に衰退するとそこから何万という非常な失業者が出て、これに失業保険をやるわけにはいかない。これは予想せざる失業者がたくさん出る季節労働につきましては、先生も御存じのように毎年同じようなことになる。現在も、われわれの方の五〇%の制限でも、これで保険料に対して八倍か十倍になる。しかし、これがはっきり予見される毎年の失業ということになりますと、今度は理論的に言いますと失業保険の改正になる。われわれは、予見せざる失業に対して保険を制限するということではありませんけれども、はっきり何月から何月まで、これだけの被保険者は全員こうだというのを毎年繰り返すということは、やはり保険経済上からいっても、また一般のそういうことでない

被保険者からいつても、非常に問題があろうかと思います。そして現在一つ相当あるわけですが、しかしこの問題につきましては、今度の改正案につきまして、職業安定審議会においてもこう言われると、現在でもそういうふうな毎年繰り返されているグループが相当あるわけですが、しかしこの問題につきましては、今度の改正案につきまして、職業安定審議会においてもこままで、この問題についての実態を十分把握するような資料を整備すべきだ、こういうふうに言われておるわけです。この問題につきましても、やはり現在の手作業の業務からいきますれば、そういう何が毎年繰り返される季節労務かということについての資料が、常識では出ておりますが、あるいはどこまでの範囲がどうという問題については、理論的に、また実際問題としてなかなか出ない問題があるわけです。これは今度、四十年度から電子計算機を入れて、被保険者の継続関係を被保険期間の通算制度をやっていけば、そういう問題も合理的に解決する資料が出てくると思います。いずれにいたしましても、農林漁業の関係につきましてこの問題で利用してほしいといふことになって、われわれの聞きましたのも、結局、季節的な労働ではあるけれども、失業保険ができるだけ救済をしたいということになります。これが全員ということになりますと、これは保険でなくなる。その点も、われわれの方として半分制限しているのであります。それを全員毎年ということになりますと、失業保険制度の根本の問題になりますので、その点は一つわ

されれど、今後ともいろいろの実態を研究していきたいと思いますが、今直ちにこれを変えるというまでは資料は集まらないわけあります。
○八木(一)委員 あくまでも失業保険を保険と見ておられるから、そういうことにならうと思います。憲法の二十五条は、国民に健康で文化的な生活を保障して、社会保障をやらなければならぬというふうに書いてある。社会保障とは違うわけです。ところが、日本の社会保障が、残念ながら社会保障という形でそういう方法をとられたわけであって、憲法の条章によるほんとうの社会保険をしなければならないといふことは、厳然としてあるわけです。ところが、保険学者によつて、保険だからこういうような点が、根本的に間違いだと思ひます。これは失業保険のみでなしに、ほかの社会保険にも共通して言える点だと思います。失業保険といふようなことはなしに、失業手当といふような問題で、直接保険料とバランスを考えに出されるような方法を、政府として、労働省として当然積極的に考えられる必要があると思いますが、そういう問題はまだ考えられていない時期においても、そういうことも配慮して、保険理論のみでなしに、ほんとうに必要な人に失業補償をするという観点を立つて、ものを進めていただく必要があろうかと思うわけです。その問題については、また後日十分にいろいろと御質問申し上げたいと思いますが、今度はしぼつて、全体の問題じゃなしに、山林労働者の問題でこの問題を

ちょっと御質問いたしたいと思います。今のたとえば五〇%という問題の中には、職種によっていろいろの御配慮があろうと思う。山林労働者の場合には、そういういろいろの御配慮いろいろな心配があられる問題はないのです。三治さん、これは十分御承知だらうと思いますが、そういう問題はございません。ことに国有林の方の労働者の諸君の、今言った定期あるいは月雇いという方々は、失業保険法の強制適用を受けておるわけです。その方々はやはり山林の同じ業態でやっておられるわけで、国有林か民有林の違いだけでございますから、そちらの方は、その季節五〇%どころじゃなく、非常にたくさん失業が出るわけです。そういうところに、一方は、失業保険法が強制適用されておってこういう方法で適用するときには、片方では、五〇%ということで制約されておるという点について、同じ山で働きながら非常にバランスを失しているというような状況はございません。そういうような、特に考えなければならぬ問題があります。たくさんありますので、このようないくつかの仕事をするというような状況はございません。そういうふうな、その関係の深い方々と職安局長とあしたお話し合いの場があるようでござります。そこで十分にその方々の希望、要請を聞かれて、そういう問題なしに

十分失業保険法が適用されるよう御推進願いたいと思うわけです。どうかそういう点で御努力をいただけるといふような御返事を賜わりたいと思います。

○三治政府委員 林野庁の関係のは、失業保険の方でやつてないわけあります。政府退職手当法の関係の適用になります。政府退職手当法のときには、それで政府退職手当法のときには、結局失業保険の金額に満たない場合にはそれまでをやるということで、間接的に援用されていると言つていよいじやないか。従つて、この方は、政府が自分の財源で退職手當にかわるものとしてやるというふうな姿勢になっておるわけであります。この点、われわれの方の保険経済としてやる部面とは、やり方が非常に違つております。ただ、先生の御指摘のように、林野庁のそういう労務者については冬季間なり休むときはいろいろの手当が出るが、民間の方はそうでもないといつう労働者側についてのアンバランスはあるわけでございます。この点については、今後ともわれわれの方としても十分研究をしていきたい、かように考えております。

○八木（一）委員 まだまだまだ詰めて御質問したいのですが、時間もだいぶたまましたし、私もきょうはくたびれておりまして、いつものような大きな声が出ないので——大きな声を出そうと思ったら出せますけれども、それはやめまして、とにかくあしたの話で、十分その要請を聞いて善処していただきたいと思います。それとともに、もとに居りまして、強制的なこういうやり方はなしに、根本的に失業保険を山林労働者に適用するという道を、ぜひ法的

にも行政的にも考えていただきたい。

日雇い失業保険等につきましても、根本的な一般の失業保険という問題について、山林労働者の方々から切々としいろいろな御要望が出ると思いますが、それをあしたの会談において十分に聞き取られまして、それが前進するよう御努力を願いたいと思います。

労働大臣もこの点について、せっかく前向きで熱心に検討されることをお約束して下さいましたので、その実際の焦点である職安局長から、この点について一つ御努力になるという御答弁をいただきましたならば、これで終わりたいと思います。

○三治政府委員 雇用関係が継続され近代化されなければ、当然そういういろいろの問題はなくなってくるわけあります。時代の進歩とともに、われわれの方も、社会保険の方も適用しやすいようになるわけであります。その点は、実態を見ながら、また現実に合うように運用できるようにやっていきたいと思います。せっかく努力していきたいというふうに考えます。

○柳谷委員長代理 本日はこの程度にとどめ、次会は明十三日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。

午後七時五十六分散会

〔参考〕

雇用促進事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出第二九号)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

ページ	社会労働委員会議録第十四号中正誤
二五	行 誤

昭和三十八年三月十二日

四二

昭和三十八年三月二十三日印刷

昭和三十八年三月二十五日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局